

出席議員（18名）

1番	森	裕樹	君	2番	加藤	滋	君
3番	安藤	義憲	君	4番	平間	幸弘	君
5番	桜場	政行	君	6番	吉田	和夫	君
7番	秋本	好則	君	8番	斎藤	義勝	君
9番	平間	奈緒美	君	10番	佐々木	裕子	君
11番	安部	俊三	君	12番	森	淑子	君
13番	広沢	真	君	14番	有賀	光子	君
15番	舟山	彰	君	16番	白内	恵美子	君
17番	水戸	義裕	君	18番	高橋	たい子	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	滝口	茂	君
副町長	水戸	敏見	君
会計管理者兼 会計課長	伊藤	良昭	君
総務課長併 選挙管理委員会書記長	加藤	秀典	君
まちづくり政策課長	鈴木	仁	君
財政課長	相原	光男	君
税務課長	佐藤	芳	君
町民環境課長	安彦	秀昭	君
健康推進課長	佐藤	浩美	君
福祉課長	平間	清志	君
子ども家庭課長	鈴木	俊昭	君

農政課長 併 農業委員会事務局長	瀬戸 諭 君
商工観光課長	斎藤 英泰 君
都市建設課長	水戸 英義 君
上下水道課長	曲竹 浩三 君
槻木事務所長	五十嵐 眞祐美 君
危機管理監	大川原 真一 君

教育委員会部局

教 育 長	船迫 邦則 君
教育総務課長	森 浩 君
生涯学習課長	水上 祐治 君
スポーツ振興課長	石上 幸弘 君

その他の部局

代表監査委員	大宮 正博 君
--------	---------

事務局職員出席者

議会事務局長	平間 雅博
主 査	佐山 亨

議事日程 (第3号)

平成29年6月8日(木曜日) 午前9時30分 開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 一般質問

- (1) 秋本 好則 議員
- (2) 安藤 義憲 議員
- (3) 平間 幸弘 議員
- (4) 広沢 真 議員
- (5) 佐々木 裕子 議員
- (6) 有賀 光子 議員

第 3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

本日の会議に付した事件
議事日程のとおり

午前9時30分 開 議

○議長（高橋たい子君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は18名であります。定足数に達しておりますので、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、議案等の説明のため、地方自治法第121条の規定により、説明員として町長以下、関係所管課長等及び監査委員の出席を求めています。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付のとおりであります。

日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋たい子君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において3番安藤義憲君、4番平間幸弘君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（高橋たい子君） 日程第2、一般質問を行います。

昨日に引き続き、一般質問を行います。

7番秋本好則君。

なお、秋本好則君から説明のためのパネル使用の申し出がありましたので、これを許可しております。

〔7番 秋本好則君 登壇〕

○7番（秋本好則君） 7番秋本でございます。1問質問させていただきます。

まず質問に先立ちまして、持参したパネルについてちょっと説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

これは柴田町の地図でありまして、赤くなっているところが埋蔵文化財の場所を示しております。こういう形です。この件につきまして質問させていただきます。

埋蔵文化財包蔵地での建築を問う。

最近、ある大臣が地方創生セミナーで「一番がんなのは学芸員。普通の観光マインドが全くない。この連中を一掃しないと」と発言するニュースがありました。ここでは経過は触れませ

んが、その後の周囲の反応を見ますと、この大臣自身の考え方が一般的でないことや、文化財を大事にしたいという思いが根づいていることを感じました。

文化財の中には埋蔵文化財もありますが、文化庁が設置する埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会では、「埋蔵文化財は多様な地域・時代・分野にわたる価値を持っているものであり、この個性豊かな埋蔵文化財こそ、国や郷土への理解・愛着の本源となる」と述べています。確かに、自分という個性のアイデンティティーはその地域から生まれるものであり、郷土を知れば知るほど深まるものと考えています。

柴田町にも多くの文化財があり、それが柴田で生活するというところへの認識の一端を担っているものと考えています。

そこで、その文化財の保護のためにお聞きいたします。

- 1) 柴田町の文化財のうち、認定されている埋蔵文化財の種類と件数は。
 - 2) 埋蔵文化財の調査、保護はどのように行われていますか。
 - 3) 埋蔵文化財の調査人員の配置はどうなっていますか。また、県教育委員会との調整は。
 - 4) 埋蔵文化財包蔵地内に多くの建造物があると思いますが、そのうち、過去1年間の建築件数と住宅や店舗などの種類ごとの内訳は。
 - 5) 埋蔵文化財包蔵地内での建設に対する規制や支援はどのようになっていますか。
 - 6) これからの埋蔵文化財包蔵地内での住宅建設への支援体制の考えは。
- 以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 秋本好則議員の埋蔵文化財包蔵地での建築を問うということで、6点ほどございました。

まず1点目、本町には周知の埋蔵文化財包蔵地が95カ所で、町が指定している包蔵地は16カ所あります。その種類は、散布地、集落跡、貝塚、城館跡、古墳等12種類に分類されています。12種類のうち、本町にあるのは土器や石器などが散布または土中に包含している遺跡で、その内容や性格が十分に明らかでない遺跡が散布地で46カ所、集落跡9カ所、貝塚6カ所、城館跡12カ所、古墳4カ所、横穴墓6カ所、生産遺跡11カ所、その他の遺跡1カ所となっています。

2点目、本町では、埋蔵文化財包蔵地の調査はしておりませんが、宮城県教育委員会から委嘱された「文化財保護地区指導員」と町が連携して、天然記念物である「雨乞のイチョウ」と、5カ所の埋蔵文化財包蔵地の現地確認パトロールを毎年実施しております。また、国・県・町指定文化財には説明板や標柱を設置し、文化財保護に関心を持っていただくよう努めておりま

す。

3点目、しばたの郷土館に2名の職員を配置して埋蔵文化財の有無、協議や発掘届等の事務を担当しております。また、宮城県教育委員会との調整については、町を經由して書類のやりとりを行っております。事業計画予定地が埋蔵文化財包蔵地内の場合、事業計画者から柴田町教育委員会に協議書を提出していただき、町は宮城県教育委員会宛てに協議書を進達しております。回答につきましては、宮城県教育委員会から柴田町教育委員会を經由し、事業計画者に通知しております。

4点目、平成28年度は、埋蔵文化財包蔵地内での協議書、発掘届の件数は12件でした。その内訳は、個人住宅新築工事5件、賃貸住宅新築工事1件、太陽の村再整備化工事1件、電柱新設工事4件、船岡城址公園道路改良工事1件となっております。

5点目、規制としては、文化財保護法では、協議が整い具体的に工事をする場合、工事に着手する日の60日前までに文化庁長官に届出をしなければなりません。さらに、届出をした工事に対し、埋蔵文化財の保護上、特に必要があるときには、文化庁長官は発掘前に記録の作成のための発掘調査など、必要な事項を指示することができるとされております。また、支援についてですが、本町では確認調査の重機等の費用については、原因者の負担としております。

6点目、5点目で回答申し上げましたが、本町の現状であります。埋蔵文化財包蔵地内の住宅建設への支援体制につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） 秋本好則君。再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどお見せしました地図の中に、大体どのくらいの住宅なり建物があるのかなという形で、私調べてみました。この地図をちょっと拡大して、出ている地図を調べますと約500件。それでこのゾーンニングというのはきっちり、ぴったりと決まっているわけではなくて、その周辺50メートルのところはグレーゾーンというような形でそれに準ずるような扱いということになりますので、それを含めて見ると500件以上、かなりの件数に上るものと思われま。

そして、今町長からも説明ありましたがけれども、まず申告をしていただいて協議をすることなんです、今建築確認自体が役場経由じゃなくて土木直接、あるいは民間の確認検査機関のほうに直接出されることになりますけれども、それがチェックがなされずにそのまま確認検査になるということはあるのかどうか。その辺についてお聞きしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 確認申請を出される場合、町に来られる方、あるいは県に直接調査関係で来られる方がおります。町においては、道路とか用途の関係等詳しくお教えするんですが、文化財についても当課のほうでそういった地図を用意して、適切に教育委員会に出向くよう指導はしているということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） そうすると、チェックがなされないままに建築に着手された、あるいは工事が着手された、土木工事が着手されたということは今まではなかったのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） お答えいたします。

その辺の届出がなされていない建築につきましては、後で判明した場合は届書を出してもらいますけれども、そのまま工事が着工されて確認できない場合は、そのままというケースもあるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） そのままということは非常に問題かなと思ひまして、1回壊してしまうともうもとの戻らないんですよね。ということできょうの質問を考えているんですけれども。例えば建築のほかにも、これだけのゾーンがありますとそこに上下水道、そういった工事もあると思うんですけれども、上下水道のほうの文化財に対する配慮というかチェックはどういうふうな形になっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（曲竹浩三君） お答えいたします。

上下水道課のほうでは、設計の段階でその区域に遺跡等があるかをまず確認いたします。それで設計に入りまして、あとは工事発注時点で協議、また発掘届等の手続を行っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 建物の建築工事でいきますと、G Lマイナス600から700ぐらいのところになるんですけれども、例えばそこで浄化槽を設置するという工事が当然出てくると思うんですけれども、そうすると1,500から2メートルぐらい掘る可能性が出てきます。そういったことについてのチェック体制なり、立ち会いというものはどういうふうになっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町民環境課長。

○町民環境課長（安彦秀昭君） 浄化槽の設置に関する申請受理の場合なんですけれども、届出

を受ける際には建物の建築に伴う浄化槽の設置ということを考えて、その際、建築確認書を添付していただいておりますので、建築確認の段階で埋蔵文化財包蔵地内というところは協議していることを前提として受け付けしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） じゃあ、先ほどの説明の中で協議に入ることなんですけれども、実際どのような協議になって、現場のほうというか建てるほうにはどのような影響が出てくるか、わかる範囲で教えていただきたいと思いますが。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 協議書を出していただいた際に、こちらのほうで包蔵地内であるかどうかの確認をいたします。その後、県のほうに進達しまして、県のほうと調整して、その工事の状況等を勘案して現場のほうを試掘するかどうか、県のほうの指導に基づいて実施しています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 県のほうの立ち会いということに多分なるとは思うんですけども、そういったときにスケジュール調整ですね。例えばそういう形になってきて、現場のほうで住宅建てるようになりますと、もうスケジュールをぴたりつくってすぐ着手するという形で動いているんですけども、そこに県のほうの立ち会いが入ってきた場合なんですけども、その影響というのはどのように起きていますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 調整する段階で、事業主とそれから町とそれから県と日程調整するわけなんですけれども、早ければ三、四週間ぐらいで実施できるんですけども、県のほうと複数で調整するものですから、調整が整わない場合は日程が少しずれ込むというか、期間を要する場合があります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 今、三、四週間という話が出てきたんですけども、そこがちょっと私は問題だと思うんですよ。というのは現場に入ってきて、その工務店が、建設会社がやってもう着手しようというときに三、四週間、1カ月待ってくれということになりますよね。そうなってくると、もうその現場はやれないんですよ。その工務店は、ほかの現場に行っちゃうわけですよ。そういう、確かに県のほうもいろいろ立ち会いがあつて忙しいということがあるので、そういうスケジュールになってしまうというのはわかるんですけども、それをもう

少し短くする、あるいは町民の方がそこにせっかく家をつくるという形になっているときに、そこにもう少し便宜を図るということはできないもののでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） ほかの自治体も同じかとは思いますが、その辺は独自で調査できる体制というのも一つあるかと思えますけれども、今のところは町としては県のほうと調整しながら進めていくというところで、建設事業者のほうには余裕を持って届出をしていただきたいというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） それでは経費についてお聞きしたいと思うんですが、先ほどの町長答弁でいきますと柴田町では原因者負担だと。やるほうの費用でやりますよという回答なんですが、確かに文化財保護法でいきますと原因者負担という形になっております。実際、まず試掘という形から始まると思うんですが、試掘をやっていってその試掘に立ち会っていただくんですが、そこで物出てきたときに今度本格調査をするという形になるんですが、大体試掘するときどのくらいお金かかって、本格調査するときどのくらいお金かかるものか見当ついておられるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 試掘に関しましては、その試掘の状況にもよるんですが、半日ぐらいで調査できる場合は六、七万円ぐらい。1日調査になりますと、やはり十二、三万円ぐらいということの費用がかかるようです。ただ本格調査というふうになりますと、その規模にもよりますので試算するのはちょっと難しい状況ですので、実際その状況に応じて積算するようになるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 確かに埋蔵文化財の種類によってかなりばらつきあるということは間違いないんです。私も一度経験しているんですが、試掘自体はそれほど先ほど言われたように大したお金じゃないんですが、ただそれも全部原因者負担という形で、建主が全部負担しなくちゃいけない。そして本格調査、私もちょっと聞いてみたんですが、例えば貝塚あたりになってきますと、それも深さがかなり深いところだと1,000万円から2,000万円ぐらいかかると。その表の中には試掘から本格調査、そしてそれを整理していった記録を作成する、そしてその報告書までつくる、それが全部個人負担なんですよね。その土地を持っている方の個人負担。今これから住宅を建てようというときに、たまたまそこに包蔵地があつて、たま

たま試掘やったら出てしまったと。出てしまったと言っちゃいけないですね、当たったという形になったときに、追加2,000万円くださいという、それが現状なんですよ。そうすると、これ住宅自体もうやめろということに等しいんですよ。

私も一度それにぶち当たったものですから、何とかならないのかなと思っていろいろ調べてみたんですよ。そして、これ文化庁のホームページ見たんですが、例えば文化庁のホームページにはこういうこと書いてあるんですよ。「土木工事等の開発事業の届出があった場合、都道府県・政令指定都市等の教育委員会はその取り扱い方法を決めます。そして協議の結果、やむを得ず遺跡を現状のままで保存できない場合に、事前に発掘調査を行って遺跡の記録を残し、その経費については開発事業者に協力を求めています。ただし、個人が営利目的ではなく住宅建設等、事業者には調査経費の負担を求めることが妥当でないと考えられる場合には、国庫補助等、公費により実施される制度があります」という書き出しがあります。そして、「ああ、そういう制度があるんだ」という形で、私もあちこち調べてみました。例えば白石市に当たってみますと、白石市の埋蔵文化財のホームページに行きますと、「発掘調査・試掘調査が必要になる場合もありますが、調査費用は予算の範囲内で市が負担します」とはっきり明記されているんですね。

そうすると、なぜほかの町であって柴田町でできないのというものが、どうしても出てくるんですよ。この辺について、どういう理由からこういう違いが出てくるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 確かに白石市のほうでは、公費負担で試掘等も行っているのが現状でございます。仙南2市7町では、4市町が公費負担で試掘等に関して公費負担をしているわけなんですけれども、柴田町においては文化財保護法で明確には規定はされていないんですけれども、原因者負担ということでお願いしているわけです。ただ、できるだけその負担がないように、基礎工事なんかに合わせて日程を調整して、そこのところを試掘していただいて、何も出なければそのまま工事に進んでいただくというようなことで、できるだけ負担がないように進めていただけるように調整も行っているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○7番（秋本好則君） 先ほど私は、それほどお金かかんないといひましても、約10万円弱ぐらいの試掘費用はかかる。それが、たまたま柴田町であればそれが全部個人負担でやる。でも、例えばほかのところであれば、それは公費負担で行いますという、その違いがなぜ出てくるのかということをお聞きしたいんですけれども。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（水上祐治君） 先ほど答弁にもありましたけれども、その包蔵地内の開発について町の支援体制ということで、今後の見当課題とさせていただきますということでお答えしておりますので、そのところは今までの経緯はちょっとわからないんですけども、今後の見当課題としてよろしくお願ひしたいと思ひます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） これを私も不思議に思ひまして、なぜ公費で負担する制度があつて利用できないのかな、なぜ柴田町はそれに該当しないのかなとちょっと当たつてみたんですよ。そうすると、県のほうにも私行きました。確認しますと、結局専門職員なんですよ。専門家、発掘調査をやる方、専門職員というんですかね。その有無が、支援を受けられるか受けられないかの境目なんだという形を聞いてきたんですけども、柴田町には専門職、学芸員の方いらっしゃると思ひますけれども、これには該当しないんでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（水上祐治君） 発掘調査をするに当たつて、今ご質問にあつた専門職員ということなんですけれども、学芸員イコール発掘調査員ということではないものですから、その辺は県のほうで認めていただけるようなスキルを持った職員であれば、県のほうで独自に発掘調査をしていいですよというふうなことで認めていただけるようなんですけれども、明確な資格に対する設定はないものですから、町のほうでもそういった形で事務的なことをする職員はいるんですけども、発掘調査までできる職員はいないということでございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） そこで、文化財保護法をもう一回私も読み直してみたんですよ。そうすると、文化財保護法の第99条の第4項のところには、国は地方公共団体に対し、第1項、必要に応じて発掘するということなんです、第1項の発掘に要する経費の一部を補助することができる、とはっきり明確に書いているんですね。どういう資格なのかと私も調べてみたんですけども、専門職ということですね。今、その発掘に関する資格というのは明確には規制されていない。どういうふうな形が専門職なんですかということ、これ県との打ち合わせでやってみたんですけども、今まで経験されている方、発掘調査をやつたことのある方というそういう前提で、例えば学芸員の中でも、学芸員もかなり幅広いですから、その中でそういった発掘調査をできるような経験を積んでいるような方、それがあればそれは専門職として認められる。その方がいるところに関しては、文化庁の補助の規定とすると経費の2分の1になっています

ので、その分について国から支援が出るという形を聞いてきたんですけれども、そういう形で間違いないですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 国の補助制度については、2分の1を補助するという制度については間違いないと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） わかりました。

例えば先ほど白石市の話をしましたけれども、白石市はホームページで100%公的支援を行っているということを明記しております。蔵王町にも伺いました。蔵王町には、これも公費負担で試掘までは公費負担でやっていますよという回答でした。村田町にも伺ったんですけれども、村田町でははっきりそういう制度はないんだけど、発掘調査をやっている中でいろいろ工面をして、実質的には住民の負担をゼロにしていますという回答でした。いろいろやりくりされていると思うんですけれども。この件で、柴田町のように公費負担ではなくて全部個人負担といいますか、原因者負担になっているところというのはどこがあるか。もう一回ちょっと教えてもらえますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 公費負担していない自治体ということでよろしいですか。2市7町のほうでちょっと聞いてみたところ大河原町、実際市町村名出していいのかどうかあれですけれども、大河原町とか近隣の市町でもまだ公費負担をしていない自治体はあります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 私も、全部回って調べました。柴田町ぐらいの財政規模、人口規模のあるところというのは、全部やっているんですね。いろいろなやり方あって一概に言えないんですけれども、ただはっきりしているのは住民負担だけはないということにしようという形で、いろいろ工面をしながらそういう形にやっているところが多いです。

先ほどの専門職の有無という形なので、経験を積むということ、これはどういう形でできるのかというふうに、これも県のほうに問い合わせたんですけれども、県としてもそういう訓練を積んでいただきたい、経験を積んでいただきたいという形でいろいろ呼びかけて、経験を積むプログラムを用意していて、二つ、三つの現場を経験することによって発掘のノウハウを身につけていただくというプログラムを用意しているんです、ということなんです、そういうことはご存じだったでしょうか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（水上祐治君） 具体の研修ということになりますと、はっきりとはあれですけれども、奈良の研究所なんかではある程度の期間実習をして、経験を積む研修はできるということですが、それにはある一定の基礎知識も必要だということになりますので、そういった研修制度があるということは承知しています。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） 県の埋蔵文化財のほうでもそういうプログラムを用意していて、それで各市町村に経験を積んでくださいというようなことを呼びかけていましたということなんです。それで、私も確認してみたんですけれども、2回ほど伝承館の職員の方が出かけていることも聞いております。それが経験になるのかどうかということなんですけれども、そういうこと、これに参加させたいというようなそのような考えはお持ちでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（水上祐治君） そういった研修に、職員のほうに参加したいという希望があれば派遣したいと思いますけれども、その辺の状況に応じた対応をしていきたいと考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） なぜ柴田町でそういった人が育たないのかなという、そこが一つまず疑問がおきるんですね。それで、例えば国のほうで支援があるという話をやっていました。それも、私もこれを調べてみてわかるんですけれども、2分の1補助されるというその発掘調査の費用ということなんです、最低限として200万円という数字があるということは、私も聞いてきました。200万円以上であれば予算として認められて、しかもその半分は国の補助になると。それで、それをやるためには専門職員がいるということが前提だというような感触だったんですけれども、そういう受け取り方で間違いはないでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。
- 生涯学習課長（水上祐治君） 国の補助制度につきましては、今おっしゃったとおりおおむね200万円程度の費用がかかる際には、国が2分の1を補助するというような制度になっているんですけれども、これは経常的な発掘調査とか年単位で継続してやっているような事業に対して、ほかの自治体では申請をして補助金を受けているようなこともあるようです。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 7番（秋本好則君） 例えば今200万円という予算化をしていって、実質的に町の持ち出しが

100万円という形になると思うんですが、その町の持ち出し100万円に対する特別交付税に対する省令という形で、特別交付税処理されているということはお存じでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（相原光男君） 特別交付税で、重要文化財等の保存等に要する経費ということで試掘については0.8、本掘については0.3ということで措置されるようです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） これを、私も調べてみました。特別交付税に関する省令という形で、最終改正が平成28年12月12日（総務省令第95号）という形で出ておまして、その中の第2条の中の14項目目「埋蔵文化財の発掘調査等に係る経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に、次の表の上段に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に掲げる率を乗じて得た額の合算額」という形で、先ほど言われた形に出ているんですが、こういう形でそこまで国・県は手厚く助成をしていて、「経験を積んだ職員を出してください、お金は出しますよ」というところまでやっているんですけども、あとは各自治体の意欲かなと思うんですよね。前向きの見当というのは、されるご予定でしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 確かに埋蔵文化財行政全体として考えていくというスタンスで見れば、そういったところも含めて考えていくということになるかと思うんですけども、あとはもう一つは部分的に試掘に関しての公費負担をどうするかというところもあるでしょうから、その辺につきましては先ほどもお話しさせていただきましたけれども、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほど言いましたように、特別交付税という形を使った場合に、この中身については発掘調査というざっくりとした表現で言っているんですね。その発掘調査のうち何を扱うかというところまで言っていないんですよね。ですからこれ、私近隣のところを歩いたところに、「そこはいろいろノウハウあって」とにこっと笑った方いらっしゃいましたけれども、発掘調査を継続してやっていく中で、例えば試掘する費用が出てきた場合に、その中で充てるということも可能だということを知ったことあったんですけども、その辺はどういうふうにご考えておられますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 国の補助金につきましては、そのような突発的な試掘に関して

運用できるというのはちょっと把握していなかったものですから、その点も含めてちょっと今後検討していきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 文化財の流れというのをずっとやってきたんですけれども、例えば柴田町がやっていないということなんですが、蔵王町でいきますと例えばこういういろいろな資料をつくって、それでネットで公開して出しているんです。これもそうです。それと、白石市であればこのような調査報告書を出されて、これ私のほうに送ってきていただいたものなんですが、私、一里塚の調査をやっていたものですからそのときに白石市に伺いまして、白石から角田に抜ける街道の中に一里塚見つかったよ。発掘やったよ、ということで送ってくれたんです。そういうことを、どこでもやっているんですよ。

例えば、この辺でやっているところをいろいろ調べてみました。亘理町であれば三十三間堂の官衙の遺跡、村田町であれば小泉の東山遺跡、白石市であれば和尚堂遺跡、蔵王町であれば蔵王町内遺跡発掘調査報告書、先ほどのものなんですが。山元町も合戦原の遺跡という形でいろいろやっているんですけれども、本当に柴田町では発掘調査するべきところがないとお考えなんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（水上祐治君） 発掘調査するべき遺産ということになるんですけれども、今のところ現状保存ということで保存するのが、今のところは政策としてはやっているところですが、それを経常的に発掘調査して、どここの遺跡を何年かけて本格調査するというところまでは、今のところ計画はないです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○7番（秋本好則君） 先ほどの文化財の調査の関係で、今まで調べたところ、そういったところを再調査するというのも、再調査していつて図面化するという調査もこの交付税の中で認められているんですよ。例えば小さな遺跡かもしれませんが、そこをもう一度調査していつて図面化していつて全部敷地をプロットしていくという、そういうこと自体が認められますし、小さな遺跡であってもそれを丹念にやれば四、五年かかることなんです。その四、五年かかることをやっていけば、そのときにいろいろ試掘調査が出てきたときでも臨機応変に対応できるということ、これはそのとおりだと私も思っております。そういうことが柴田町でもできれば、ありがたいなと思うんですよ。

例えば、平成29年の文化財保護事業費という形で、県内でどういうところが補助金をもらっ

たかという全部一覧表があったんですけども、例えば村田町であれば伝統的建造物群ということで1,200万円ほど国費が出ております。この中でおもしろいのは角田市、これいいのかな、毎年100万円ずつもらっているんですよ。もらっているというか、補助金をいただくんですね。100万円ということは、自分のところで100万円出して200万円。先ほどのラインをギリギリ守っている。私調べた範囲では、ずっと金額同じでした。こういう形でやるということもこれから十分可能だと思うし、例えば今まで調べたところをもう一度再調査をしていくということ、これも可能だと思います。

それと、これは仙台市の例なんですけど、例えば遺跡として出ている土地そのものを買上げるということも補助金認められて、平成29年だけで仙台市は28億円ほど国費がそれに投入されているんです。こういう助成なら、そういう仕組みがいっぱいあるんですから、何か柴田町というところかなり補助金、補助金というような話を聞くんですけども、こういうところ見逃ししてるかなと思いますので、ぜひこういう補助金にこそ飛びついていただきたいと私は思います。

それと、例えば「兎田の瓦窯跡」といいますか瓦のところあるんですけど、それはどの程度、船迫団地造成のときに急遽やったということは聞いておりますけれども、正確な遺跡地図は多分ないと思うんです。そういったところをもう一度再調査をするということも十分可能ですし、この「兎田の瓦窯跡」、これについては柴田郡の役所ですね、柴田官衙の跡を調べるということ、これの大前提にもなりますし、今、古代の郡の役所の跡、郡衙というところあるんですけども、それがいろいろ見つかっておりまして、例えば白石市であれば大畑遺跡がそうじゃないかと言われてますし、亘理町でも見つかっております。見つかっていないのは、柴田の官衙だけなんです。柴田の官衙はどこにあったかということを知るための一つの手がかりとして、兎田というのは非常に大事な遺跡なんですけれども、例えば、こういうことを調べるということも一つの手だと思いますし、あるいは奥州街道の前に東山道という古代の道がありまして、これは30里、今の距離でいくと16キロごとにうまやという馬を交換する、あるいは水を交換するような施設を全部点在させていって、そこからそこを直線で結んでいた間道があるんですね。それが見つからないのも、柴田だけですよ。

ですから、柴田というものは非常にそういう意味で発掘の調査がおくれているところと言われておりますので、ぜひこの段階でもう一度見直していただきたいと思いますし、例えば剣塚古墳というのが下名生にあるんですけども、あれも柴田の歴史書というか史書を読みますと、あそこから剣が出てきて、そしてその由来であそこが剣塚という地名になったというふうになっておりますけれども、結局ガソリンスタンドをあそこへつくったものですから、全て壊され

たということで、何の記録も残っていない。そういうことがあると、我々の土地っていうのは今確かに所有者として現在の人になっていますけれども、悠久の歴史の中からいったらほんの一部だけその人の所有として残っているものですから、それを先人から受け継いで子孫に伝えていくという我々は義務があると思うんですね。そして、どうしてもやむを得ず手をかけるのであればそれを調査して、それを記録に残すというそういう調査をやらなければいけないのかと思っております。

今いろいろ話ってきましたけれども、そういう意味で柴田町はこれからこの分野においてどんどん進む余地は十分残っていると思います。本当に豊かな町というのは、人口の多さであるとか、あるいは工場の多さではなくて、そこに住む人に郷土への理解や愛着を起こさせる町、その地域の歴史とか文化、資産が守られて、それを通して自然に対する畏敬の念を育み、そしてそれが原動力となって生きる力、あるいはそこに住んでよかったと言えるような町になってこそ、本当に豊かな町になるんじゃないかと思っております。

ですから、そういう柴田町になっていただきたいということを申し添えまして、質問を終わらせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

○議長（高橋たい子君） これにて、7番秋本好則君の一般質問を終結いたします。

次に、3番安藤義憲君、質問席において質問してください。

〔3番 安藤義憲君 登壇〕

○3番（安藤義憲君） 3番安藤でございます。初めてでございます。ふなれなところお許しいただきながら、質問させていただきます。

質問は2点ございます。まず、いじめについてであります。

私はこの3月の選挙において、町民の皆様「子どもたちが輝く未来をつくりたい。地域発展を目指したい」という、そのことを訴えてきました。「子育ては国づくり」の言葉にあるとおり、柴田町においては、「子育ては町づくり」と言い換えることができると思います。柴田町の未来を担う子どもたちの健やかな成長といじめによる不幸な出来事が起きないことを願いつつ、お伺いいたします。

まず、いじめについてであります。

①町内小中学校において、いじめによる不登校の児童生徒、何人おられますか。また、不登校とならないまでも、校内でいじめを受けている子がいるか把握しておりますか。

②いじめに対してどのような対策を講じていますか。いじめを受けた子にどのような指導をとり、いじめた子に対してどのような指導をしましたか。

③いじめは、ある日突然起きるものではありません。いじめの素地は小学校のころからその芽が出始まっているものです。小学校のときからいじめについて、児童に対しどのように話し、またどのように指導をしていますか。

④いじめは、肉体的暴力であれ、言葉の暴力であれ、とても陰湿な暴力です。見えないところでいじめる、ばい菌、くさい、キモいなどの言葉でいじめる、果ては先生も一緒になっていじめる、仙台市の場合でございました、など、とても陰湿で許しがたい暴力です。仙台市では、いじめによってこの2年7カ月の間に3人が尊い命をみずから絶ってしまいました。全国でもみずから命を絶つ事件が数多くあります。柴田町においては、そのようなことがないように、教育の現場、生徒の指導、保護者の協力など、どのように対応していますか。

⑤5月18日の新聞記事に、青森県で起きたいじめにより自殺した生徒の遺族らが、いじめ防止対策推進法の改正を求めた集会を参議院議員会館で開かれたという記事が載っております。その記事の中に、父親の言葉や思いが記されておりました。それは「事実をねじ曲げ、さらに遺族を苦しめる第三者委員会は立ち上げなくていい」というものでした。これは、親として素直な率直な気持ちだと思います。いじめによる自殺が起きるたび、学校現場、教育委員会の説明、第三者委員会の意見、そして亡くなった生徒の保護者の思いなどを聞くと、学校の隠蔽体質、教師の対面保持など、遺族とその周辺との温度差を感じます。この温度差がなくなるように、柴田町の学校でいじめがあったとすれば、その子に寄り添った温かい対応と、いじめた子に対しての毅然とした対応を学校現場に求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

2つ目であります。子どもたちへの危機管理についてでございます。

1) 先月5月に東船岡小学校近くで、不審者による幼児への身体を触るなどの事件が2件、連続して発生しました。このことは、町も把握していると思います。この事件に遭った子どもの心は大変傷つき、人間不信にならなければいいなと思っております。このような事件が発生したとき、保護者に対して速やかに事件の発生を知らせ、第2、第3、第4の事件が発生しないように、また、被害者にならないようにするためにも、幼児施設、学校及びその児童生徒、保護者に速やかに注意を促すよう対処すべきと思いますが、いかがでしょうか。

2) 4月24日付で大河原町の教育委員会から大河原町内各小中学校を通して、北朝鮮のミサイルに関して注意喚起のメールが保護者宛てに配信されました。危険を未然に防ごうとしました。また、県からは4月27日に「弾道ミサイル落下時の行動について」という文書が各私立学校に届きました。そこで、お伺いいたします。

①町では、大河原町がメール配信したことを把握していますか。

②県からの文書には、市町村教育委員会学校安全主管課長宛てに通知したとあり、町でも当然把握していると思います。町民や保護者、児童生徒に、これを伝えて注意喚起を促しましたか。また、促したとすれば、どのように促したのですか。

③屋外にいることも、家族一緒にいることも想定されます。被害に遭わないよう全ての町民に知らせることが大事なことです。各家庭に文書で知らせることが大事なことと思いますが、いかがでしょうか。

④町にメールアドレスを登録していれば、いろいろな情報が発信されるので登録したほうがよいと言われます。しかし、ミサイルが落下し爆発する可能性のある緊急的な事態を深刻に受けとめ、全町民に知らせるべきと思いますが、いかがでしょうか。

⑤柴田町の全町民のうち、この町にメールアドレスを登録している人たちの人数は何人で、何%の人が登録していることになりますか。広報紙を読めば登録の仕方がわかるとかと言われても、仕事や家庭の都合、また携帯電話の使用方法がわからない、使えないなどで完全に知らしめるのは難しいと思います。一人でも多くの方に情報を伝えるようにするのが町の務めと思いますが、いかがでしょうか。

以上お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 安藤義憲議員の大綱2問についてお答えします。

1 問目、いじめについてです。5点ございました。順次お答えします。

1 点目です。いじめと不登校の件数は、毎月県教育委員会に報告しており、昨年度のいじめ件数は26件で、そのうちいじめによる欠席で30日を超えたケースが1件ありました。

いじめの対応については、学校ではいじめの訴えがあった場合、いじめに対応する委員会を開催し、学校長といじめ対策担当が中心となって情報を共有し、組織的に対応しております。また、教育委員会では毎年、警察や法務局、保護者の方々などで構成する「いじめ問題対策連絡協議会」や、弁護士など外部の専門家で構成する「いじめ問題専門委員会」を開催し、いじめ問題に関する情報交換などを行っております。また、昨年度から開催された町長と教育委員会で構成する「総合教育会議」においても、必要に応じていじめ問題について情報交換を行うなどして、いじめ問題に対する情報の共有と組織的な対応を進めてまいりたいと思います。

次に、いじめを受けている子どもの把握については、各小中学校で行っている毎月1回の定期的なアンケート調査や、児童生徒の個別面談、保護者からの相談などでいじめの把握を行っ

ています。また、日ごろから児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、児童生徒の発する変化やサインを見逃さないようにアンテナを高くして、実態の把握に努めているところです。

2点目です。いじめがあることが確認された場合、いじめを受けた児童生徒には、まずは担任などが窓口となって本人の訴えを親身になって受けとめ、安心して学習などに取り組むことができるよう教育環境の確保と児童生徒の見守りなど、寄り添う支援を継続して行っております。

一方、いじめた児童生徒への指導は、事実関係の聴取を行い不満の訴えを聞くなど、受容的な態度をとりつつも、いじめは人格を傷つける許されない行為である、そのことを理解させ、みずからの行為の責任を自覚させるよう促しております。また、本人が抱える問題などいじめの背景や理由にも目を向け、健全な人格の発達に配慮した指導を行うとともに、保護者にも事実関係を伝えて理解と協力を得るよう努めております。

3点目です。各小学校においては、いじめはどの子にも起こり得るという考えを踏まえ、いじめの未然防止、早期対応に向けて全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための指導や、いじめを見たり聞いたりしたら必ず先生に報告するよう指導しています。具体的には、学校長や先生方が全校集会や学級活動などで折に触れ、継続していじめの問題について触れてあげることで、「いじめは人間として絶対に許されない」「いじめを行ってはいけない」という雰囲気醸成しております。

また、道徳教育や人権教育など学校の教育活動全体を通じて、お互いの人格を尊重しようとする態度を養っております。

4点目です。各小中学校では、いじめは全ての児童生徒にかかわる問題なので、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなることを目指して、学校長のリーダーシップのもと、全教職員でいじめ防止対策に取り組み、児童生徒がいじめ問題についてみずから主体的に考え、理解することができるよう取り組んでおります。また、PTAへの協力依頼や保護者との情報共有に努めるなどして、緊密な連携体制づくりに取り組んでいるところです。

5点目です。2点目でもお答えしましたが、いじめがあった場合には児童生徒に寄り添い、学校長を中心に複数の教職員が連携し、必要に応じて外部の専門家の方々の協力を得て対応しているところです。

今後も、教育委員会、学校、保護者や関係機関が連携して、いじめの防止対策に向けた対策を推進してまいります。

次に、大綱2問目の子どもたちへの危機管理についてお答えします。2点ございました。

1点目です。不審者情報については、宮城県警察からの情報提供の場合、情報の周知方法には、まちづくり政策課のルートと教育委員会のルートの2つのルートがあります。

まちづくり政策課のルートの場合、情報の内容に応じて関係する課に連絡するとともに、メール配信サービスを活用して、町民に情報を周知しております。

次に、教育委員会のルートの場合、不審者情報はもちろんのこと、台風接近や大雨などの災害情報を含め、各学校などに連絡し、各学校などから保護者に一斉メール配信して情報を周知しております。メール登録をしていない保護者には、電話で連絡しますので、おおむね100%情報が届くようになっております。

今回の東船岡小学校周辺の不審者の事案は、教育委員会に東船岡小学校から連絡があり、直ちに電話で関係学校に連絡を行い、学校からは保護者にメールや電話で連絡をし、周知を図ったところです。また、柴田交番にもパトロールの強化を要請し、大河原警察署生活安全課にも連絡するとともに、町のメール配信サービスにより町民にも情報を配信しました。

今後も、児童生徒の安全確保のために、各学校などに対して速やかに情報を提供してまいります。

次に、2点目です。北朝鮮のミサイル落下時の行動についてお答えしますが、その前に北朝鮮のミサイル発射について若干前置きさせていただきます。

北朝鮮は、けさもミサイルを発射したとの報道がありましたが、これまでことしの3月6日から5月29日までの間に、7回にわたり合計10発のミサイルを発射しました。そのうち4発が日本の排他的経済水域に落下するなど、日本にとっては大変な脅威となっておりますが、平和的な解決を心から願うばかりです。

それでは、質問5点について順次お答えします。

1点目です。大河原町のメール配信につきましては、町教育委員会を通して大河原町の各小中学校に配信され、各小中学校から保護者に北朝鮮のミサイル発射への対応について、注意喚起したメールが配信されたことは把握しております。

2点目です。ことしの4月26日付の県教育庁スポーツ健康課の通知を受け、即日各小中学校にメールで周知しました。通知の内容は、教育委員会が所管する学校に対して、通知に添付されたミサイルを想定した避難訓練実施事例、これを参考にして児童生徒が校庭などから室内に避難する訓練の実施を求めるものでした。各小中学校には、今年度の避難訓練には落雷や竜巻からの避難なども想定して、校庭などから校舎内に避難する訓練を行うようお願いしたところ

です。

3・4点目は、関連しますので一括してお答えいたします。

初めに、全国瞬時警報システムのJアラートの仕組みについて説明いたします。Jアラートには、自治体を経由するものと携帯電話会社を経由するものの2つの系統があります。自治体を経由するものは、緊急地震速報など対処する時間的余裕がない事態に関する情報が国から町に送信され、町に設置している自動起動装置から情報が流れるものです。この情報は柴田町の場合、メール配信サービスの「災害・防災情報」に登録されている1,049人の携帯電話に自動的に配信されます。

次に、携帯電話会社を経由するものは、エリアメール・緊急速報メールとして、直接個人の携帯電話に配信されるもので、配信対象者数は把握してございません。

ミサイルは、発射からわずか10分もしないうちに到達する可能性もあるため、事前の注意喚起が重要で、ミサイル落下時に町民がとるべき行動などについて回覧板やお知らせ板で周知してまいります。また、町民の皆さんには普段からテレビやラジオ、インターネットなどによる情報収集に努めていただきたいと考えております。

なお、ミサイル落下時の行動については、町のホームページにも掲載しているところです。

5点目です。町のメール配信サービスは、「災害・防災情報」「防犯・交通・安全安心情報」「休日当番医情報」や「健康に関する情報」などを配信しております。これらのサービスを利用されている方はおよそ3,200人で、ことし5月1日現在の住民基本台帳人口が3万8,132人ですので、町のメール配信サービスを利用されている方は8.4%となります。このうち、「防犯・交通・安全安心情報」のメール配信サービスを利用されている方はおよそ800人となります。

メール配信サービスは、平成23年8月から開始しており、主に広報しばたやお知らせ版、町のホームページで周知を図ってまいりました。平成26年4月時点での登録者数はおよそ2,800人で、ことし5月時点での登録者数はおよそ3,200人となっており、登録者数が増加しております。さらに登録者をふやすことができるよう、周知する機会や方法を強化してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

10時50分から再開します。

午前10時35分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を行います。

安藤義憲君、再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） いじめのことでございますが、今ニュースになっているのは中学生の自殺ということでございますが、小学校の時代、時期にその芽が芽生えていると思いますけれども、それ以前にいわゆる幼稚園の年、保育所に通っている、そういう施設の中で子どもたちにいじめがあるかどうかと、ある程度その担当している人に聞いたところ、あるようなお話をされました。ただ、これは子どもの性格上いじめという意識は持っていないはずなんです。大きくみればない、ただ小さく見ればそれはいじめだろうというふうな話を聞きました。できるなら小学校の時代に、あるいはその幼児施設の中に席を置いているときに、いじめというものに対する意識を植えつけるのが、一番いい方法なのではないかと。いじめをやめさせる方法、やはり芽は小さいうちから絶ったほうがいいというふうなことだろうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 幼稚園の段階ですと、安藤議員さんのほうが専門ではないかなと思いますけれども、小学校の低学年等を想定してお話ししますと、やはり子どもからの訴えとして「悪口言われました」なんて例えば言われた場合に、その悪口ということでその子が受けとめている場合もございますし、「悪口を言われていじめられました」と訴える場合もございます。これは、どちらの場合もその訴えがあったこと自体に、やはり受けとめた担当職員がしっかりとそのことの解消に向けてどのようにしたらいいかということ、自分一人だけではなくて、やはり学年だったら学年の組織として、学校として考えていくように、そういうふうな姿勢づくりをすることが大事になってくるのではないかなと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） そして、小さいときの意識がないいじめというもの、今答弁にありましたように「いじめられた」あるいは「意地悪な言葉を発せられた」という、そういうふうな言葉を言われました、言いました小さい子どもたちは、そのことに対して逃げる場所があるんですよ。幼稚園であれ保育園であれ保育所であれ、逃げる場所があるんですね。それは何かというと、やっぱりその教員であれ保育士であれ、あるいは家庭の保護者であります。

ところが、今仙台で2年7カ月で3人の子どもたち、全国での自殺をされたそのいじめの子どもたち、逃げる場所がないんですね。逃げる場所がなく、最後に逃げる場所として自殺をしてしまったというのが現状だろうと思います。そういうふうなことで、いじめの子よりいじめた子を厳しく指導するのが教育現場のほうの立場じゃないかなと思うわけでありませう。

仙台での中学生の自殺を受けて、河北新報は「いじめ、君たちへのメッセージ」というものを、14回ほどにわたってコラムとして載せてありました。そして、この14回余りの中で自殺をした子ども、そういういじめられた子どもに対しての思いは記してあるんですけども、その中のいじめた子に対してのコラムというのが、たった1回だけなんです。たった1回だけなんです。そして、自殺して亡くなったその子どもたち、あるいはそういうふうになるような子どもたちに対してのメッセージだけが表に出てしまうというふうなことで、やはりいじめはいじめの子がいるからいじめられるんだというんじゃなく、いじめられる子がいるからいじめられるんだでもなく、そういうふうにして周りで寄り添った気持ちというものを大事に、それぞれの子どもの目の高さに合った指導というもの、手を差し伸べてあげるべきじゃないか。そう思うんですが、いかがでございませう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） いじめた側への指導というものも、ある意味でその行為自体のよかったか、悪かったかということだけで終わってしまうといけなないなと思います。なぜそのようになったのかということをしつかりと聞いてあげて、だめな部分はだめということ伝えていかなければいけなないなというふうに思います。背景にあるところまで、やっぱり聞いてあげるといことが大事になってくると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それで、「いじめ見のがしゼロ運動」の効果というものは、どのように出ておるませうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 「いじめ見のがしゼロ運動」は、前日白内議員にもお話し申し上げましたけれども、今年度から取り組んでスタートしたばかりですので、これから1学期等の経過を見ながら昨年度等との比較をして、あるいは学校の先生方からの声なんかもまとめて、その成果について把握していければと思っています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） ありがとうございます。

今教育長おっしゃったように、ささいなことでもそれがいじめになるというような事柄を、子どもたちに教えていかなければならない、それが一番大事なことだろうと思います。声なき声を聞く、姿なき姿を見る、それが大事なことじゃないかなど。それがいわゆる寄り添う心、寄り添う姿になるんじゃないかと思いますので、柴田町の小中学校において、このようないじめによる自殺ということがないように、まず教育委員会、そして学校現場にお願いしたいと思っています。

続きまして、不審者の件でございます。東船岡小学校の不審者による子どもへのいたずらなんではありますが、小学校の登下校中、地域、地域の人たちに協力いただいている見守り隊、あると思うんですが、その見守り隊の人たちに協力をいただきたいと思っているんですよ。その見守り隊の人たちに協力をお願いしたいのは朝の登校時、帰りの下校時のほかに夕暮れ時、夕まぐれするとき、そういう時間帯にこういう不審者が出没するというのが多いと思うんです。その人たちに、見守り隊の人たちに協力をお願いしたいわけなんです、その人たち防犯ベルというか、そういうものを持っているんでしょうか。お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 見守り隊の方各地区におりまして、本年の5月現在293人の方が見守り隊として当たられております。見守り隊の方は、蛍光のビブスとかそういうものを着て見守り隊ということになっておりますが、防犯ベル等に関してはちょっとこちらで持っているか持っていないかは把握しておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） やはり、見守り隊の人たちも子どもたちの安全を守っていただく、登下校の安全を守っていただくということで、大変子どもたちにとっては助かる存在だろうと思いますが、防犯ベルを持ってもらうことによって子どもたちの被害を未然に防ぐ、それから見守り隊その方自身の身を守ることができる、地域の方に速やかにその音をもって知らせることができる、予防措置としてはぜひ見守り隊の人たちに、その防犯ベルというものを町のほうで持ってもらうという予算措置をできないだろうかというふうに思うんですが、いかがでございましょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 防犯ベルに関しては、小学校1年に入ったとき1年生の皆さん、各皆さんに配付をして、ですから小学生のランドセルとかそういうところに、子どもが引っ張りやすいところにつけて、子どもたちは登下校時何かあったときにはそれを使うということに

なっております。見守り隊の方なんです、やはり声かけ事案等が発生した場合、1人での対応がなかなか難しいだろうということで、東船岡小学校区の見守り隊の方々は2人1組で、児童の下校時に2人1組で対応しているという状況で、それぞれ対応を変えながらも子どもの安全ということで対応していただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今、2人1組という返事でしたが、子どもに全員持たせているということ、それは承知しておりますが、実際そういう場面になったとき、子どもたちその対応できますでしょうか。それを見守り隊がそういうふうになったとき、子ども自身は萎縮しちゃうんじゃないかと思うんです。萎縮した子どもに「防犯ベルあるから鳴らせ」って言って、子ども自身その行動をとることできるんでしょうか。やはり、これは子どもが持つことは大事、2人1組になるのも大事。ただそのことが起きようとしたときに、地域の人たちがその場所に目を向ける、その場所に行く、そういうことによってその犯罪を未然に防ぐということが十分可能なわけがございますから、ぜひ防犯ベルを見守り隊のほうも持って、子どもたちが安心して登下校できるようにお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） まず、子どもたちにおいては学校で防犯教室を、どこの学校でもやっております。そのところで、まず防犯ベルの使い方等を授業の中で、使い方を確認をしているんですが、それから学校の防犯教室においては、まず自分の安全を自分で守りましょうということで、「いかのおすし」ということで、「行かない」「乗らない」「すぐ知らせる」ということで、ちょっともう一つありましたが、子どもがまずその「いかのおすし」ということを幼稚園、保育所から低学年まで、皆さんそういうことを学校で徹底させていただいております。

ですので、先ほどそういう場合に遭った場合、子どもが対応できるかということだったんですが、声かけ事案が何回か発生した中では、「車に乗せていってあげるよ」と言われた場合、子ども自体が大声を上げて逃げたという事例もありますし、あと東船岡小学校の公園での声かけ事案だったんですが、やっぱりその場合も子どもは自分で自分を守るということで、近くにいた大人のほうに走って逃げたと。ですから、防犯ベルも一つの有効な手段ではあるかと思えます。ただやはり、必ず見守り隊がいるわけではありませぬので、やっぱり児童が自分の安全は自分でまずは守るということを徹底させて、教室でそういうことを徹底していつているような状況です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） それから2番目になりましたが、北朝鮮のミサイルの件についてであります。

このミサイル、先ほど答弁にありましたように、大河原町からのメール配信の中身は把握しているというお話でした。どのように把握されているのでしょうか。まずそのことを再確認させてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 大河原町の小中学校の保護者のほうにメール配信をされたというものが、そのメール配信されたという日に、柴田町のほうにも大河原町の児童生徒の保護者がおりますので、「こういうメールが来ておりますよ」ということで教育委員会のほうにはそのメールの内容等もお知らせいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） このように重大事案なのに、あの時点においては全然学校、あるいは一般のほうに連絡が柴田町民に対してなかったと私受けとめておるんですけども、学校から子どものほうに、保護者のほうに連絡も来なかったというふうに受けとめております。なぜでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 教育委員会のほうに、県のほうから正式にこの北朝鮮のミサイル時の対応ということで入ったのが、26日の夕方ございました。夕方でありましたけれども、やはり学校にすぐお知らせしなきゃいけないということで、学校のほうにはメールですぐにお知らせしたということで、大河原町の、議員さんが言われているメールは、その以前だったと思います。その大河原町のほうで、そのメール配信に至った状態がちょっとわからないんですが、現実的に町教育委員会のほうに県から対応ということで入ったのは、26日の夕方だったということです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 大河原町では、教育委員会から各小中学校に出した文章の中に「北朝鮮の軍事行動への対応について（通知）」ということで出されております。そして、その内容に基づいて小中学校では、「あす以降、北朝鮮によるミサイル発射等の行動が懸念されることから云々」とずっと続くわけでございます。これが、保護者に流されたメールの内容なんですけれども、今答弁いただいたように学校へは連絡は入れたと。じゃあ、学校からなぜ保護者に、

子どもたちに、あるいは柴田町民に連絡が行かなかったのか、その辺をお伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） 先ほどの答弁でもお話ししましたが、県教育庁のスポーツ健康課から来た通知文には「児童生徒が校庭などから屋内に避難する訓練を実施するよう、所管する学校への周知をお願いいたします」というふうになっておりましたので、子どもたちには学校としてこれから避難するというときに、これまでですと地震とか火事とかで屋内から屋外に避難するということは子どもたちも体験しておりますけれども、屋外にいた子どもたちが屋内に避難するという、そういう訓練の仕方はできていなかったということも把握しましたので、今後に向けてはそういう屋外から屋内に向けた避難というのを今年度はやりましょうという形で、周知を図ったわけでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） どうもありがとうございます。そういうふうなことで、よろしくお願ひしたいと思います。

それから総務課の名前で6月3日、私が目を通したのは6月3日でしたけれども、「弾道ミサイルが落下する可能性がある場合とるべき行動について」ということで、1枚の回覧が流されました。大変わかりやすく、読んだ人もわかりやすかったんじゃないかなと思うわけですが、隣の大河原町ではそういうふうな対応をとった。町の教育委員会でもそういうふうに対応をとった。なのに、総務課のほうではそういうふうな情報が入っているにもかかわらず、1カ月余りもその間期間があいたのは一体なぜなのでしょう。速やかにこういう情報を出すべきだと思いますが、お伺いします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） まずは、北朝鮮の状況を町民がわかっていないということでございます。どのような破壊力のあるミサイルが飛んでくるのか、それさえも国から知らされておられません。一般論として、大河原町のようにヘルメットをかぶりなさい、ジャージで登校しなさいと、これは一般論で言うのは簡単なんです。具体的にどのような破壊力があって、家屋の中に逃げたときでも大丈夫なのか、一切示されておられません。

ましてや今、シリアのああいいうロケット砲の場面を、皆さん見ていると思うんです。それからアメリカの空爆、見ていると思います。子どもたちの死傷した姿を見ると、一般論としてこういうのを出すのはいいですけども、アリバイづくりにしか過ぎないと私は思っております。イラクのIS支配地のアレppoのあの破壊力を見ると、ビルの破壊力を見ると、避難云々の問

題ではないと。やっぱり、絶対にミサイルが飛んで来ないようにするのが我々政治家の努めではないかなというふうに思っております。一発発射されたら、東日本大震災のようにわずか1分で柴田町はパニックになります。それが続けて飛んできたときに、町長としてどういう対応をしたらいいのか、実際わからないのが実情でございます。

ですから国としても、1枚の通知で自治体に全て丸投げするのではなく、じゃあどのぐらいの破壊力があるのか、どこまで逃げたらいいのか、屋内に本当にいたら大丈夫なのか、核ミサイルが搭載されていたら、もう話になりませんね。だから、そういうところをやっぱり情報としていただかないといけないと。大河原町のほうは、その後ミサイルが発射するたびにこういうを出しているならまた別なんですけれども、多分わかりません。多分次から次へと来るものですから、出しても対応し切れないのが実情ではないかなというふうに思っております。

ですから、一般論としての避難の方法は伝えますが、1カ月送れた云々の問題ではなくて、やっぱり国のほうでそうならないようにするのが、私は一番の危機管理ではないかなというふうに思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○3番（安藤義憲君） 今、町長からお話しいただいているのは、それはそれでもっともだと思えますが、被害を最小限にとどめる、そのためにもそういう文章を出すのが妥当なことなんじゃないかなと思っております。

それから、大河原町で出した文章の中には、今の町長のお話の中の答えを私が出すようなものですが、「この対応は、町、教育委員会からの連絡があるまで継続するものである」という文章がその中に入っておりました。そういうふうなことで危機管理、子どもたちの安全のために、そして町民の安全のためにも、これからも町当局も、そして私たちが頑張っていかなければならないかなと思っております。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（高橋たい子君） これにて、3番安藤義憲君の一般質問を終結いたします。

次に、4番平間幸弘君、質問席において質問してください。

〔4番 平間幸弘君 登壇〕

○4番（平間幸弘君） 4番平間幸弘です。大綱1問、質問いたします。

ほ場整備の推進と集落営農について。

現在、中名生・下名生地区、葉坂地区、富上地区、また、入間田地区、成田地区が大型ほ場整備の推進に取り組んでいます。ほ場整備は、用排水の問題の解消や農道の整備が図られ、さ

らに、担い手農家が各個人農家から請け負い点-inしているほ場を集約することにより、農作業の効率化が図られるものです。

ほ場整備が完了するまで、まだ四、五年かかることから、農家の高齢化がさらに進むのは明らかで、ほ場整備が完了しても継続的な耕作を行うには不安があります。そのためにも、各地区において集落営農組織の立ち上げなどが急務と考えられます。

また、今回のほ場整備においては、農道整備が行われることから、将来を見据え、主要道へのアクセスも視野に入れた農道整備が必要ではないでしょうか。

そこで、ほ場整備に関連して伺います。

1) 地区住民が自力で営農組織を立ち上げるには、そのノウハウの提供、アドバイスが必要と考えます。行政や農協などの協力が必要ではないでしょうか。

2) 農道整備については、都市建設課とも協力しながら進めるべきと考えますが、いかがでしょうか。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 平間幸弘議員のほ場整備の関係で、2点ほどございました。

まず、現在のほ場整備の事業の取組状況を申し上げます。

中名生・下名生地区、富上地区、葉坂地区、入間田地区、船迫・小成田地区、成田地区の6地区で推進協議会が設立されております。加えて、海老穴地区でも協議会設立に向け話し合いが進められており、町内7地区ではほ場整備事業への取り組みがなされています。

先行する中名生・下名生地区では、関係者から本同意書の徴収を終え、国からの事業採択をいただきました。今年度、県事業として測量や詳細設計等に着手し、平成30年度から本格工事を行う予定になっています。

ご質問の集落営農については、農家の高齢化や後継者不足が当たり前になっている現在、その目的は議員おっしゃるとおりで、地域の農業を継続することであり、リーダーとなる担い手の育成や女性や高齢者も営農の役割を担うことによる農村の文化・景観を含めた集落コミュニティの活性化を図ることが重要と考えております。

効果としては、機械・施設の共同利用や共同作業を行うことで過剰投資を解消し、生産コストの低減が図られること。栽培技術が統一され、反収や品質の向上が図られること。稲作の省力化により園芸や農産物加工の複合経営が可能となり、収益の向上も図られることなどが挙げ

られます。

一方、集落営農に取り組む上での課題は、中心となるリーダーがいないこと。話し合いでの合意形成に時間がかかること。意見の対立により活動が停滞することもあり、解決に時間と調整が必要となること。また、組織づくりや法人化に関し、法的・経営的な知識が少ないことによる不安などが挙げられます。課題やその解決策は地域によってさまざまですが、これらへの対応としては、集落みんなで地域の現状・問題点を整理し、10年後、20年後の農業・農村のビジョンを共有することが基本であり、大変重要と考えております。

現在のほ場整備は、経済投資効果が上がる事業計画でなければ、国の承認は得られません。今回、ほ場整備の促進計画を策定する際に、担い手の選定や農地の集積・集約など、将来の地域ビジョンを決める必要があることから、集落営農を立ち上げるタイミングとしては非常によい機会と考えております。

集落営農の設立に向けた地域への支援体制については、町には宮城県や農協など農業関係機関で組織する農業振興会がありますので、その中に「ほ場整備推進プロジェクトチーム」と「集落営農推進プロジェクトチーム」を設け支援しております。今後とも、各関係機関がそれぞれの得意分野についてノウハウを持ち寄り、的確なアドバイスができるよう体制をつくってまいります。

また、今後「ほ場整備推進プロジェクトチーム」においては、各推進協議会の代表者を加えた定期的な話し合いの場を設け、情報交換や課題の共有、法的・技術的なアドバイスを行うなど連携を密にし、支援を行ってまいります。

2点目、農道整備についての都市建設課との協力ですが、ほ場整備の事業計画については、推進協議会が中心となって地元の意見や要望などを取り入れながら、ほ場の区画や農道、用排水路などを検討し、計画を作成します。当然、農道については、主要町道へアクセスする道路として整備するケースもあり、町の道路整備計画との整合性を図る必要があります。今後とも、都市計画課と情報を共有させながら、進めてまいりたいというふうに思っております。

- 議長（高橋たい子君） 平間幸弘君、再質問ありますか。どうぞ。
- 4番（平間幸弘君） 今現在の各地区のほ場整備推進委員の状況につきましては、答弁いただきました。実際担い手の平均年齢、それから戸数等は現状としていかがなんでしょう。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。
- 農政課長（瀬戸 諭君） 平均年齢という形では、ちょっとつかみ切れていないところもありますが、人・農地プランの中で、またアンケートの中でつかんでいる内容としては、65歳以上

の方が50%いらっしゃいます。そして、40歳以下ということで若い農業者の方に関しては、7%しかいないという現状でございます。全体戸数としては107農業者、経営体という形になると思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。はい。

○4番（平間幸弘君） ほぼ、今の言い方ですと65歳以上が50%、ほぼ高齢者というふうな方々かなというふうに思います。ほ場整備、今中名生・下名生地区が平成30年度に着工すると。1年で終われば、31年には耕作できるのかなというふうに思いますけれども。ほかの地区、やっぱりそこから2年、3年おくれております。そうすると、例えば65歳の方がほ場整備終わるころには70歳を超えた形というふうなこと。まあ、75歳、80歳でももちろん元気に農家されている方もいらっしゃいますけれども、実際担い手農家ですね、65歳以上の担い手農家の跡継ぎと申しますか、さらに担い手と申しますか、そういう方々の人数はどのようになっていますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） これも、具体的に担い手と言っても認定農業者の方も当然いらっしゃいますし、あと認定農業者のレベルまでいかないまでも、地域の中心経営体として登録されている方もいらっしゃるんで、大ざっぱな話になるわけなんですけど、平成26年度にほ場整備に関するアンケートをとらせていただいた際に、「後継者の方がいますか」という質問に関して27%の方が「いる」ということだったんですけども、69%、約7割の方が「後継者はいません」ということでもございました。

それで、関連して「今後何年ぐらい農業を続けられますか」という質問があったわけなんですけど、その設問に対しては「10年ぐらいは頑張れる」というのが50%ぐらい、あとは「5年間ぐらいだったら」ということで20%ぐらいなんですけど、「すぐにでもほかの担い手なりそういった組織があれば頼みたい」という方は25%、4分の1そういった方がいらっしゃった、そういう状況なのかなと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 担い手の厳しい現状というふうな形なのかなというふうに思います。一刻も早くやっぱり集落営農組織、任意団体でもいいんでしょうけれども、行く末は法人化というふうな形になるんでしょうか、立ち上げなければならないのかなというふうに思います。

それに関して、県の農業振興会の方々、それから農協ですか、それから土地改良区、それから農政課等に、常日ごろ推進協議会に対してはアドバイスというのはいただいております。実

際、このほ場整備が終わるころというか、あと四、五年の間には法人化というか認定農業者じゃない経営体を立ち上げなきゃいけないというふうには、多分各推進協議会も思っているところかなというふうに思います。実際担い手、それから認定農業者に対してほ場整備終わるまでに耕作面積の集約というものも図らなきゃいけないということなんですけれども、実際今担い手農家、それから認定農業者が耕作されている面積、そしてさらにほ場整備に絡んで認定農業者、それから担い手に集約しなければならない面積っていうのがあると思うんですけれども、実際今1担い手、もしくは認定農業者が耕作されている面積で、将来的にその人の負担になる面積、どのくらいになりますでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 今現在の話で、面積ではなくて申しわけないんですが、約40%ぐらいは担い手の方が耕作しているという状態でございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 県国、国のほうでは85%集約、組織なりに補助してくださいということなんで、ますます負担がふえるのかなというふうに思います。その辺、先ほど言いましたように県、それから町、農協のアドバイスを各推進協議会、まだ立ち上がろうとしている、立ち上がったところもあると思うんですけれども強力なアドバイスを、大変でしょうけれどもお願いしたいというふうに思います。

それと、農道整備なんですけれども、例えば町道等の主要道に対してほ場整備と一緒にというふうに思います。実際、主要道に対してほ場整備を行うときに、多分町道の脇に砂利の農道がつくような感じになるかと思うんですけれども、その辺の整備というかそういった、例えば主要道に対しての道路も整備してくださいという意見、要望等各地区からは出ているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。農政課長。

○農政課長（瀬戸 諭君） 各協議会においてと申しましても、今現在そういった計画をつくっているのは中名生・下名生地区とあとは富上、あとは葉坂地区という三つの協議会の中で調査業務が始まって、当然中名生・下名生地区に関しては、間もなく実施設計が始まるということで、ほぼ大体案が固まっている状態でございます。葉坂と富上地区に関しては、今現在その区割の計画を含めて農道、用水路、排水路に関して計画を進めているというような内容でございます。そのほ場整備の原則でございますが、既存にある町道関係については、原則はそのままというような形で残さざるを得ないというようなことでございます。

それに加えて、町道なりそういった部分が狭小であったりした場合に関しては、最近農業機械も大型化しているということもございますので、ケース・バイ・ケースによると思うんですけども、両脇に例えば作業道をつくるとかそういった考え方。あとは、将来的な用地的なところを含めて、作業道をうまくつくるといった考え方もいろいろあるかとは思いますが、これに関しても今現在ここでこういうふうな方針でという形ではなくて、あくまでも全体の道路を管理している都市建設課初め、関係各課・機関と打ち合わせしていかなければいけないものと考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○4番（平間幸弘君） 今の農政課長の答弁に対して、都市建設課としてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 農政課長申し上げましたとおり、原則町道は町道部分、あるいはそれに附属する作業道は作業道部分として、まずはほ場整備内で用地的には多分とるんだろというふうに思います。その後、例えば何年か後に狭小な部分については、将来的には「一体として町道で管理しては」とか、そういった方向の流れになっていくのかなというふうには考えています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○4番（平間幸弘君） 大分協力的なご答弁をいただいたかなというふうに思います。間もなく実施されようとする地区、それから大体中間、これから本同意を取りつけるような地区もあります。そして、これから仮の調査同意を取りつける地区と、順番に追いかけていくような感じだと思っております。

いずれにしても、ほ場整備が成功して、担い手それから経営体ができるように農政課等のサポートをお願いしまして、私からの質問を終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、4番平間幸弘君の一般質問を終結いたします。

次に、13番広沢真君、質問席において質問してください。

〔13番 広沢 真君 登壇〕

○13番（広沢 真君） 13番広沢真です。大綱1問質問いたします。

国民健康保険都道府県化の進捗について。

国民健康保険の都道府県化が来年度に迫っていますが、宮城県の国民健康保険運営方針案が出されているとはいえ、肝心の国保加入者にとって、影響が一番懸念される国保税が引き上げ

られるかどうかなどの試算が出されていない。国の標準保険料率が年末に示され、発表されるのが年明けになるなど、制度移行直前にならなければ情報が明かされない印象があります。

現在の国保運営方針の議論の進捗状況、柴田町の国保について制度移行後どのように変わるのかを伺います。

- 1) 運営方針にどれぐらい市町村の意見が反映されるのか。
- 2) 主な変更点はどこか。
- 3) 国民健康保険税が大幅に引き上げられるのではないか。

以上伺います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 広沢真議員の国民健康保険都道府県化の進捗について、3点ほどございました。随時お答えします。

国民健康保険の都道府県化は、高齢者が多く医療水準が高い一方、所得水準が低く財政基盤が弱いという国民健康保険が抱える構造的課題に対し、県と市町村が共同で国民健康保険事業を運営し、持続可能な医療保険制度を構築することを目的としております。

県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として制度の安定を図り、市町村は、資格管理、保険給付、保険税の賦課・徴収等の事業を引き続き担うとされております。

国民健康保険運営方針は、国民健康保険を安定的・効率的に運営するために必要な事項について、国のガイドラインに基づき策定するものです。その内容につきましては、国民健康保険の現状と将来の見通し、市町村における保険税の標準的な算定方法などの必須項目と、医療費適正化の取り組みに関する事項などについて、県内市町村の国民健康保険主管課長等で構成する国民健康保険運営連携会議の場で協議が現在行われております。また、連携会議のもとに財政部会、事務処理標準部会、目標収納率部会の3つの部会が設置されており、県と市町村の意見調整を行った上で、再度、連携会議で協議したものが運営方針案に反映されております。

2点目、主な変更点ですが、改革後の国民健康保険のあり方は、県が統一的な運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進していくこととされております。現在、県では国民健康保険運営方針案がまとまったところであり、6月にパブリックコメントを行い、県に設置された国民健康保険運営協議会の審議を経て、12月末には策定・公表の予定となっております。

主な変更点は、国保事業費納付金を県に納付すること、県が示す標準保険料率等を参考に、

町独自の保険税を決定することになります。なお、標準的な保険税の算定方式については、現在、町が採用している所得割、資産割、均等割、平等割の4方式から、資産割を除く3方式に移行することが決定しており、平成30年度より移行可能な市町村から開始し、平成32年度を目標に全市町村で統一されることとなります。また、事務の市町村共通化については、医療費通知や後発医薬品（ジェネリック）差額通知の通知回数や様式について、統一する方向で協議が行われております。

国民皆保険を持続していくためには、これまでの市町村個別の財政運営の仕組みに加え、市町村相互の支え合いの仕組みを加えることが、都道府県化の大きな意味であると考えております。

議員ご指摘のとおり、国の標準保険料率が年明けに発表になり、国保事業費納付金等の確定については、制度移行直前となるスケジュールであることから、詳細な内容が示され次第、被保険者である町民に対し周知等を図ってまいります。

3点目、国民健康保険税については、宮城県国民健康保険運営協議会での審議を経て決定される運営方針や、標準保険料率等を踏まえて決定されることとなります。現在審議されております運営方針案では、2点目でお答えしましたとおり、標準的な保険税の算定方式は3方式としており、将来的には全市町村の統一を目指すこととされております。

保険税については、今後、県から示される予定である標準保険料率等に基づき算出するところですが、納付金の仕組みの導入等により、各市町村が本来徴収すべき1人当たりの保険税額が変動することとなります。ご質問のような被保険者の保険税が上昇するのを防ぐため、納付金の算定方式に係る見直しや、県繰入金・特例基金繰入金の活用をするなどの激変緩和措置を設けるとされております。

このようなことから、具体的な国の財政支援、激変緩和措置分を含んだ繰入金等の配分内容により、保険税額が変動すると見込まれております。

以上でございます。

○議長（高橋たい子君） ただいまから休憩いたします。

午後1時から再開します。

午前11時42分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

広沢真君、再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 昼休みを挟んだので少し緩んじやいましたけれども、また引き締めていきます。

県一本化に制度移行が進むまで、1年を切っています。ただ私の印象で言いますと、非常に事前に出されてくる情報が小出しで、しかもかなり限られたものになっていて、全然全貌が見えてこないという印象が非常に強くなっています。そういう状況の中で何が起こっているかといえば、恐らくタイトなスケジュールで制度変更が強いられる市町村の部分で、振り回されている部分が大いかなではないかなというふうに思うんですね。その部分でも、非常に大きく懸念があるんですが。

ここで一つ紹介したいのが、5月10日付の朝日新聞の地方版でこの都道府県化の問題で、東北の仮試算を公表した秋田県、それから青森県などの話が出ているんですが、その中で試算として出されている、試算というのは保険税ですね、保険税の仮試算の結果を公表したそうですが、それぞれの自治体によって大きく結果が違っているところもあるんですが、一番大きな変化では、国保税が現行よりも5割、6割引き上げられるというような試算結果になっている。その点を見て、やはり大きな負担増があるというところから、話題というか懸念の声が大きく上がっているというようなことがあります。その中でも朝日新聞の記事では、所得水準や医療費水準が高い自治体ほど保険料が高くなる傾向にあると。

皆さんご存じのとおり、近隣に比べると柴田町っていうのは医療費の水準が高いです。その部分でいえば、国保税が上がってしまう要素が大きいのかなというふうなこともあって、懸念を持っています。具体的に、今現状でどのような議論がなされているのか。それから、どこまで明らかにされているのかということと、それから柴田町の現状を確認しつつ質問していきたいというふうに思います。

今まで、先ほどの町長のご答弁にもありましたとおり、議論が重ねられてきています。国保運営の連携会議、そして各部会という会議が開かれて、形としては今、宮城県国民健康保険運営方針案というのにまとまってきているということが明らかになっていますが、どういう議論がなされてきたのかその辺の過程を、参加されている担当課長に伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 国保運営連携会議でどのような議論が進められてきたかという

ふうなことなのですが、こちらのほうは平成27年末から平成29年3月までに6回開催されております。今月の6月30日に、7回目が予定をされております。それぞれ、連携会議と並行しまして財政部会、事務処理標準化部会、目標収納率部会と3部会に分かれまして、それぞれの部会で決められたことを連携会議で確認をしていくという作業、あとは全体的な市町村にもう一度確認をするということで行われております。

部会に関しては、全市町村が入っているものではございません。それぞれ分かれまして、柴田町で2つの部会には入っておりますが、全市町村が入っているのが主管課長の入っている運営の連携の会議というふうなことだけです。

これまでに決められてきたことなのですが、それぞれの部会で決められたことを確認するというふうなことなので、連携会議で全体的に国で決めた必須項目が4項目、宮城県のほうが4項目というふうなことがあるんですが、それにどういう項目を入れていくかということは、最後になってきてお話が出されてきました。各論ずつ1個ずつ決めていって今連携会議、最終の3月のときに全体像が少し見えてきたというのが、私毎回参加しているんですけども、毎回参加している私でもそういった状況でした。

その中で今決められているのが、納付金を納めるための算定方式を採用するのに、今町長が答弁で申しあげましたように4方式を、3方式を採用していくということを宮城県のほうで、必ず全体35市町村一遍にというふうなことではございませんので、できるところから、平成30年からやれるところから始めてくださいと。今広沢議員がお示した国保の方針案のほうは、3カ年計画になっております。3年後の平成32年度までは、その方式を採用してほしいというふうなことで、宮城県が一律に決めたというものではございません。現在も、そのような状態になっております。

あとは、事務処理の広域化のほうは、ジェネリックであったり、重複受診のこともなんですけれども、やれるものは統一して回数なんかも合わせていこうというふうなところまでは決まりましたが、具体的に何月と何月としていくとか、回数を何回にするというのも、まだ現在のところは決まっております。今、6月1日に県のほうの担当者の会議があって示されたのが一番新しいんですけども、そちらのスケジュールのほうでは10月のときに個々の運営方針のほうの連携会議をしますので、その前に納付金の推計であったり、標準保険料の試算が初めてそこで出されるというのが、宮城県の現状となっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 平成33年までの計画の案だということで、宮城県が決めたからそのとお

りやるわけではないということで、その部分で言うところの位置づけを確認したいんですが、厚生労働省の国民健康保険運営ガイドラインの中では、これは技術的助言だというふうな位置づけになっているというふうに思うんですが、そのことで間違いないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） おっしゃるとおり、技術的助言というふうにはなっていますが、必ず入れなければならない必須項目は抜いてはならない項目ですので、そこは必ず入れ込んでいくというふうにはなっております。個々の現状と将来の見通しや保険税の算定方法に関する事項等、そこに関しては必ず入れていかなければならないというふうにはされております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、この方針案そのものを見ると、基本的な事項で策定の目的、策定の根拠、対象となる期間などの項目が挙げられていますが、その技術的助言だということの表記がないわけですが、それはもう確認はされているわけですね。前提条件だというふうに思うんですが、明文化されていないから非常に気になってはいたんですが、その前提で伺いたいというふうに思います。

その部分で言うと、改めて今度の方針案で示されている中身を見ていきますと、まず第一に宮城県の国保、特に加入者の状況、それから将来の見通しというのが出されていて、改めて確認されているのが国民健康保険に加入されている方が、その多くが低所得者であるというふうになっているということです。特に高齢者と、それから職業構成でいいますと、宮城県の統計データで年金生活者等の無職、年金生活者もいろいろいらっしゃると思いますが、多くが低年金者も含んでいるところだと思いますので、45.8%が無職というふうなことになっていて、次いで非正規雇用者、要するに厚生年金などに加入していない被用者です。派遣労働者であるとかアルバイト、パートなどの方々が23.3%ということで合わせて69%、約7割の方が社会的に言うと低所得者層に入るということで、引き続きその制度に加入する点では負担が大変な方々が多く加入されている保険制度だということが、県のデータでも明らかになっています。

しかしこの国保運営方針案では、低所得者が入っていて大変だという状況を確認しつつ、しかし方針案の中ではその人たちにどう医療を確保するかというところではなく、どう保険税を集めるかというところで計画が立てられてきていて、非常にだんだん社会保障制度である国民健康保険の趣旨から外れてきている宮城県の計画の立て方だなというふうには感想を持っているんですが、その部分でいいますと最終的に今確認した技術的助言で、この方針で除くことが

できないものもあるということなんです、最終的に町がやっていいこと、町の裁量というのはどのあたりになるのか伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 町の裁量についてというふうなことなんですけれども、こちらの必須項目に関して納付金を町のほうは県に納めるというふうな金額のところは、必ずやらなければならないところというふうになっております。その金額を納めるための算定方式が県で統一されて、それに基づき試算をしていかなければならないというところが町がやらなければならないところ。あとは、県で医療費の適正化も含めてというふうなことではあるんですけども……、済みません、医療費の適正化、低所得者等に対してのことは、軽減措置はまだ今後も続いていきます。町のほうでは、低所得者のほうは2割・5割・7割軽減のほうは続いていくということと、それは県に納めなければならない納付金のほうからは差し引かないで計算するというふうにもなっておりますので、その部分は今後も継続していくというふうには確認しております。現在の世帯数でいえば、平成28年度5,479世帯が国保の加入者になるんですけども、柴田町ですと3,198世帯、かなりの世帯数になるんですけども、そちらが軽減、2割・5割・7割の判定を受けている世帯の数になります。

それ以外では、努力者支援制度というふうなものがありまして、国保の保険者に対して町が頑張った部分、医療費適正化であれ重症化の予防であれ、そういったものをするそちらの分はポイントでお金を国のほうからいただけるというふうなこともありますので、その分は最初の納付金には含めないでというふうには考えられております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今お話しになったことは、いわゆる法定減免の7割・5割・2割の減免については継続されるということで、低所得者の人に対する保護は一応あるというふうなことは確認できると思うんですが、その中で一つまず、今ご答弁の中で最初に上がってきた納付金なんです、この制度の関係で納付金は100%納入が義務化されるというふうになるんですが、例えば100%納入に対して保険税が足りなかったりといった場合の金策という話じゃないですが、どういうふうな形で100%納めるという点での、助けるための制度なんていうのはどううふうになっているんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 納付金を100%納められないときのためというふうなことなんです、柴田町のほうではまだそういったのを使うことはないというふうには思っているんで

すけれども、県のほうで財政安定化の基金ということで県全体として基金を設けまして、どうしても足りない市町村には貸し出しをして、2年後から償還というふうな基金も今増設されているところです。柴田町の場合ですと、納付金がもし足りない、集められないというふうなことがあった場合には、財政調整基金を活用するというふうにも考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） おっしゃるとおり、現状の実績を見ますと直ちに納付金が足りなくなるというふうな状況はないのかなというふうに思っていますし、基金については既に介護保険などでも運用されている同様の制度がありますので、制度そのものについては理解できていますが、ただ今後の例えば医療費の増とか、あるいは保険税の徴収率のかかわりで、もし借りるといふようになったら、保険税を徴収する努力とともにその借金の返済をしなくてはならないというふうな状況もあり得るということは理解しました。

それに関してだけではなく、あとまずこの国保運営方針案の中で最初に解消すべきもの、医療費の適正化という名のもとに解消すべきものとして挙げられているものに、国保の特別会計における繰上充用金によって補填しているもの、あるいは決算時に赤字になっている部分を一般会計からの法定外繰り入れをしている部分については解消しなければならないということで、それをやっているところというのはスタート時点からマイナスのスタートになるというふうに思うんですが、その点について柴田町というのはなかったと思うんですが、確認ですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 柴田町においては、今までそういったことはありませんでした。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 県のデータでも、最近黒字化してきている国保会計がふえているということもあって、ただ平成28年度、平成27年度については震災の関係で入ってくるお金が多かったために黒字化している部分もあるということなんですが、柴田町は累積赤字もないということを確認したいと思います。

その部分でいうと、一つマイナスからのスタートではないというのは安心なんですが、納付金の決定はまだ具体的な数字が示されていないということなのでなかなかなんですが、算定方式の中でこれまで資産割を加えた4方式でやってきたものを、3方式に統一していくという方針が示されていますが、具体的に柴田町ではいつごろをめどに3方式にしていくのかというのを伺いたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 先ほど健康推進課長も一部お話ししておるんですが、平成32年度まで目標ということでございまして、当初、来年平成30年度からの当初から3方式ということで考えてございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、これから3方式に柴田町も変えていくことになるんですが、その際気になるのが、一つは応能割と応益割の割合がどのようになってくるのかということですね。応能割というのは当然所得に比例した部分で、税の累進性を体現したような部分ですが、所得によって上下します。応益割のほうは、今度の場合3方式にすると均等割、個々加入世帯の中に家族が何人いるかで賦課される部分、それから世帯に平等に賦課される分ということで、その応益割が大きくなると所得に関係なく負担する部分が大きくなるので、実際には低所得者に対して負担になるということになると思うんですが、この場合の応益割・応能割の割合というのは今後の見通しはどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 県のほうで先に示しております、今おっしゃるとおりの応益・応能割合なんですが、標準的な保険税の算定方式ということで、応益と応能割合、52の48という数字を示されてございます。平成28年度をもとにしますと、0.925という数字が示されてございます。今現在、平成28年度の医療費分だけで計算いたしますと、応能割が49.04%、応益割が50.96%の現状でございます。これを、3方式に平成28年度の金額での医療費部分だけでシミュレーションいたしますと、およそ議員おっしゃるとおりに応益割のほうの負担のほうに負担がかかりまして、応能割で44.16%、応益割で55.84%、4.88の異動が考えられます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、先ほど健康推進課長のご答弁で「法定減免は継続されるので、低所得者に対する対策はある」というふうなお話でしたけれども、そもそもその減免のもととなる数字が低所得者にとっては逆転しますから、応益割のほうが大きくなりますから、より負担が大きくなるということですね。

あと確認なんですが、応益割の均等割、それから平等割の比率というのはどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 均等割と平等割の割合でございまして、これも示されます比

率につきましては県が示してございまして、均等割が70、30が平等割という割合になります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、認識として均等割の割合が大きくなるということは多人数世帯、家族が多くいる世帯、それからその中でも特に担税能力のない子どもたちが多い世帯というのは負担が重くなるという認識でいいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） そう思われます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、やはり今度の制度改正において一定の救済、援助措置はあるとはいえ、もともとの数字、賦課される税額そのものが低所得者の負担がこれまでよりも重くなるというのは確実だと思います。その部分でいえば、影響は大と言わなければならないというふうに思うんですね。そういう部分も含めて非常に懸念があって、少なくとも早く情報を県から出してもらい、特に数的データ、それから試算などの状況を出してもらいたいということが必要だというふうに思います。その意味で、例えば連携会議等で試算を出してほしいというふうな要求・要望なんていうのは議論にならなかったでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 連携会議のたびに、そういうふうに「出してほしい」ということではいろいろな市町村からたくさん出ております。そうでなければ住民の方に説明責任、平成30年から変わりますという説明すらできないというふうなことでは、お話はかなり出ております。

それと、先ほど世帯数の人数の多いところが負担が大きくなると議員おっしゃっていたんですが、そちらはまだ決定されている部分ではありませんので、多子世帯、子どもがたくさんいらっしゃる世帯については、国のほうが今後どういうふうにしていくかというのをまだ検討されておりまして、決定ではまだないというのが現状です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） それは、そのとおりだと思うんです。子育て支援と言っているながら、子どもが多い家庭が負担が重いというのはあり得ないと思うので。ただその辺も含めて、ぜひその試算とともにこれからの議論の中で要求・要望としては、出席されている方からも出していただきたいというふうに思います。

そういう、まさに今手探りの状態なんですけれども、ただ一つ懸念があるのはそのデータが

出される前に、既に例えば来年度の予算編成に入らなくちゃならないというふうに思うんですが、ただ一番大きな支出の一つである納付金の額が見通しがつかないまま予算編成をしなくてはならないという状況があると思うんで、そのあたりは今どのように考えておられるでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 多分、全国的にも同じなのかなというふうに思っているんですが、今のところ10月の時点で連携会議のほうで仮係数というふうなことでの試算が示されますので、それをもって当初予算の編成を組んでいくしかないのかなというふうに思っております。そのときに出されるものが初めて所得水準、医療費も3カ年の平均を出したものに今回初めてなるので、そうなりますと平成30年度からの本当の係数の1月に出されるものに近いものであろうというふうに信じて予算を組むしかないのかなというふうに、今のところは考えております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○13番（広沢 真君） 冒頭でいろいろな自治体で試算が出されていて、ただその試算そのものが間違っていて出されている部分もあったりするので、信頼できない数字が出てくるという場合もあるんですが、ただ間違いなく大きな傾向は示されると思うので、そこはやはり早く出してほしいという要求・要望を出していただきたいというふうに思います。

納付金ではなくて、今度具体的な保険税の話ですが、今回の都道府県統一化に当たって幾つかの自治体は、県内統一の保険税にするというふうなことを目指すということで、制度移行スタート直後から統一保険税にするというようなことをしている自治体もあるんですが、宮城県ではどういう方向性で今議論されているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 宮城県のほうでは、平成30年度からの統一はしないというふうなことはもううたわれているんですけども、その後も統一の時期については全く定めてはおりません。決められているのは納付金を納めることと、その納付金を算定する国保の税率に関しましては町が裁量権を持っているということに、まだ変わってはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。

○13番（広沢 真君） ぜひ議論の場で、これからその議論が出てきた場合にも意見を述べていただきたいのは、あくまでも裁量権、例えば税の賦課などの決定については、市や町の裁量権があるということで、統一保険税に県の方針としてやろうとする場合には自治権の侵害にも当

たるというふうに思いますので、その辺はぜひ頭に置いて議論していただきたいと。でないと、例えば納付金の場合、特に納付金の算定に当たって医療費の水準を中に含めるかどうかという点での考え方によって、当然納付金の額が上下するわけです。その部分も含めて、統一された場合には医療水準は反映されず、概略として出される地域の所得水準のみで計算されるということになるというふうに思うんですが、そのあたりの例えば医療費水準の反映指数について、県の計画案ではどのように議論されているんでしょう。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 医療費水準なんですけれども、納付金算定に当たりましては被保険者の数、あとは所得水準、医療費水準に応じて市町村ごとに配分するというふうになっておりますので、まだ年齢調整等、医療費のことも年齢のことも調整をしなければ、35市町村平たく比較することができないと思いますので、そちらのほうは調整して比較できる状態にしまして、同じ保険料水準として出されるというふうには会議の中では話が出ております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、この計画案の中では医療費水準反映指数、アルファで表現されていて0.5というふうに言われています。統一保険料にするとアルファ・イコール・ゼロというふうになると思うんですが、当面この0.5の医療費水準反映指数を維持していくという考え方でいいんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） そのアルファの係数の考え方についても、まだ非常に流動的です。今回の10月に出来るもので所得と医療費の3カ年分の増減を見まして、それで初めて今、案で出されているものの数字が大きく変わることも考えられます。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、今後のスケジュールとして考えられるのは、当然来年の4月1日から制度が移行されて、国保税が賦課されるに当たって四、五月仮賦課ということで、この国保が県で一本化された後の国保税の賦課というのは、具体的に税の確定以降というふうになるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 先ほどもございましたけれども、平成32年まではその落ち込み部分のところを激変緩和措置というような対応になるんですけれども、今回この中には収納率とい

うものも影響してまいります。今現在その分は税務課のほうで、部会のほうで、先ほどありました目標収納率部会ということで、全市町ではなくてたまたま柴田町は一応運営委員ということで参加させていただいておるんですが、この部分での部会での収納率の枠組をしているところでございます。本来であれば、先ほどもありましたけれども保険者努力者支援制度というところに使いますその収納率という目標収納率を定めておるんですが、こちらのほうの今回の納付金の中にある収納率のほうにもそれらを適用するというので、今後9月以降になるんですが第3回の収納率部会が開催されて、その辺で少し詳しく示されるのかと思われま。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 収納率の目標の目安ですけれども、県の計画案だと幾つかの区分に分けられて示されています。「5,000人未満」「5,000人以上1万人未満」「1万人以上10万人未満」「10万人以上」ということですが、柴田町はどこに当てはまるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 柴田町は4枠の中で、「5,000人以上の1万人未満」という枠組でござい。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 収納率実績による基準でいうと、どちらに当てはまるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 92.5未満に該当いたします。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、平成26年度収入実績に1.0ポイント加えた数値、あるいは92.5%のどちらかが目標になるということよろしいですね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） こちらのほうも、ちょうど率の県の考え方がちょっと変わっていったので確認したんですが、この今の議員おっしゃるとおりの平成26年度89.9%、柴田町になります。これに1%を加えた数字、または92.5%、いずれか低い収納率ということになりますので、90.9という数字を私のほうで持っていたんですが、この「5,000人以上1万人未満」、この枠組の中で収納目標率は92.52という数字を、別に設定されるということなんですね。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、この収納率目標の係数以外になるということですか。それは、何か別に新たに提案されたということなのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 私のほうでも、先ほど言いました平成26年度の89.9%に1ポイントということで考えておったんですが、実はきのう県のほうにちょっと確認をさせていただいたところ、その4つの「5,000人未満」のところと私のところの「5,000人以上1万人未満」、それから「1万人以上10万人未満」と「10万人以上」という4つの枠組の中で、柴田町が該当します「5,000人以上1万人未満」の枠組の中の目標率は92.52という数字を、県のほうから示される納付金に係る、今現在ですね。ただ、これも平成27年度の収納率を今使っていますので、間もなく10月に確定される際には平成28年度の収納率、5月31日出納整理でまだ今決算中でございますけれども、その数字をもとに変わるものと思われま。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 今のお話ですと、その92.5%にするためには1.6ポイントぐらいは引き上げなくてはならないということで、その目標が設定されて県からは収納率を引き上げるようにというような指導が強められるというふうに思うんです。その部分で、要するにこの運営計画案の中で特に気になっているのは、徴収における強化の部分が挙げられていて、その中で徴収を上げるために何が必要かという部分の分析が出ているんですが、その部分で特に気になるのは差し押さえの強化と、それから例えば短期保険証・資格証明書の発行が有効だ的に分析をされているんですが、その部分で特に税務の関係だと国保税を滞納してる方というのはそのほかの税も滞納して、重複して滞納されている方もあるというふうに思います。ただその場合も、例えば滞納整理機構に委託できるような悪質な件数というのは、それほど多くないという認識だったんですが、その部分で例えば今後の徴収率の引き上げのために行うという点では、差し押さえなどを強化することによってということでは余り効果が上がらないというふうに思うんで、その辺は見解いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（佐藤 芳君） 今も、全4税目に関して収納率の向上ということに努めてはおります。もちろん、町県民税に関しても3カ年強化月間、年ということでやっていますし、国民健康保険についてもですけれども、今現行でこのために強化していかなければならないという直接の結びつきはないと思われま。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） 柴田町の徴税の努力の中で、機械的に例えば差し押さえをすとか、強制的に徴収をすることに進むということは、当然考えていません。今現在でも、例えば重複し

て滞納されている方には国保税を優先して、分納誓約などを結んでいただいて丁寧な対応をしていただいているというのは理解していますので、その部分については一応確認の意味で聞きましたが、その部分について懸念を大きく持っているわけではありません。

ただ、特に有効だとされている中に、短期保険証は当然最近またふえているのかなというふうに思いますが、資格証明書、一時は深刻な受診抑制が起こるということで厚生労働省からも通達が出て、「軽々しく発行するな」というふうに言われていながら、今回また新たに浮上ってきているように感じるんですが、その部分の資格証明書についての考え方、今当然出していないというふうに思うんですが、今後の県の指導の中には例えば、資格証明書を発行しなさいというようなことも言われてくる可能性あるんですが、町としての考え方、資格証明書に関する考え方を伺いたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 今、資格証明書というふうなお話があったんですが、先ほど税務課長がお話ししました収納率の件についてなんですけれども、ちょっとこちらの運営方針の案に書かれている、多分議員お持ちの案なんですけれども、こちらに書かれている標準目標の納付金のための標準保険料率の算定に使用するのは92.5%というふうなことで、この案のままでございます。税務課長は収納目標率のことをお話をしたので、そこは済みません、県があくまで柴田町の被保険者数の規模で数字を使うのは92.5%というふうなことで、私の表現がうまく伝えられないんですけれども、確認をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

資格証明書についてなんですけれども、町としては資格証明書を出すというふうな考えは、今のところは持ってはおりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） そうすると、今の健康推進課長のご答弁で、資格証明書はわかりました。

「5,000人以上1万人未満」の収納率目標の点で、92.5%未満ですよ。そうすると、単純計算で平成26年度の収納率89.9%でしたっけ。1ポイント加えた数値か92.5%のいずれか、低い収納率で計算をされるということをおられるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。健康推進課長。

○健康推進課長（佐藤浩美君） 県が標準保険料率の算定に使う数字は、その数字というふうには県のほうの会議では話はされております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○13番（広沢 真君） ただそれにしても、いずれにせよ収納率を上げるための努力を強いられ

るといふか、むしろ県のこの間の滞納整理機構などの行動なんかを見ていると、かなり強制的な徴収も行っているというふうに聞いています。その部分でいうと、非常に細かい努力で対応をする努力と、それから税を集める努力を行っていることによって、より低所得者に対して負担のない形で収納率を引き上げようという努力をされていると思うんですが、その部分でただこれから県の指導という点でもっと強く集めなさいというふうな指導が入ってくる可能性もありますが、その部分はぜひとも町の裁量部分も含めて考えていただいて、現状の努力を続ける先で収納率を上げるような努力をぜひしていただきたいというふうに思います。

いろいろ質問と現況の確認をしてみました、やはりいろいろなご答弁を聞いても全体像がわからないというのは、制度のスタートが来年度の4月1日からということを考えても、余りにも情報量が少ないというふうに思います。その部分で言うと、例えば町議会議員の立場で私が直接言うようなことはできませんが、ぜひ運営の連携会議あるいは各部会に入っているメンバーの皆さんが情報公開をして、全体像をつかめるようにしてほしいという要求・要望を出していただいて、その上で例えば制度施行前に町の裁量でどういう努力ができるのかどうかということも確認できるような部分を明らかにできるように、働きかけていただきたいというふうに思います。

今回、この後意見書が本会議に付される予定ですが、もっと情報を公開しろというような意見書を議員の皆さんにも採択について考えていただくことになると思いますが、そういう部分も含めてある意味県内の全自治体、相当振り回されている部分があるというふうに思いますので、ほかの自治体の動向なども見ながらぜひ要求・要望を出していただいて、情報をいち早く、そして問題は低所得者を多く抱える社会保障制度である国民健康保険ですから、より負担の少ない方向、国として制度を変えられてしまっていますから、大きく変えるというわけにはいきませんが、その中でも裁量を使いながら知恵も振り絞って、ぜひとも低所得者にも医療の機会を確実に確保できるような制度で落ち着けるように努力をしていただきたいなということを最後に要望して、私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、13番広沢真君の一般質問を終結いたします。

次に、10番佐々木裕子さん、質問席において質問してください。

〔10番 佐々木裕子君 登壇〕

○10番（佐々木裕子君） 10番佐々木裕子です。大綱2問、質問させていただきます。

大綱1問目。桜まつりにおけるインバウンド対策の反響等について。

柴田町は、本年の桜まつりの新たな施策として、東北観光復興対策交付金を活用した白石川

堤「一目千本桜」ブランド化事業を行い、大河原町と連携して、主にインバウンドを対象とした誘客を図るために、プロモーション活動の強化や新たな観光コンテンツづくり等を展開しました。

その内容は、英語表記による桜まつりの2町共同マップや飲食店情報誌の作成、多言語表記による案内板の設置や植栽事業、一目千本桜ライトアップ、白石川堤外地親水公園を会場に外国人を対象とした野点体験、さくらマルシェの開催などで、柴田町の食と人がくつろぐ交流の場を提供しました。また、宮城県では香港からの誘客のために、香港中心部で走行している2階建てバスに、白石川堤一目千本桜と船岡城址公園のスロープカーをラッピングするなど、外国人観光客の誘客に向けた対応が講じられました。

そこで伺います。

- 1) インバウンド対策を講じた結果を、町はどのように受けとめておりますか。
- 2) 国内外の観光客の反応・反響や意見・要望等があったのでしょうか。

大綱2問目。町内小中学校におけるタブレット活用等について。

学校教育を取り巻く環境の変化は著しいものがあります。授業を児童生徒が受動的に聞き、暗記や詰め込み教育と批判的な意味も込められて評されてきた従来の教育手法から、みずから学び考える能動的な学習になるよう転換を図ろうとしています。

柴田町では、国の補助制度を活用して、タブレットを町内の小学校6校へ各10台、中学校3校へも各10台、合計90台を配備し、放課後学習室での活用を本年度からスタートすることと承知しています。

これは、平成24年8月28日の文部科学省中央教育審議会の答申「新たな未来を築くための大学教育の質的転換に向けて～生涯学び続け、主体的に考える力を育成する大学へ～」が発端となり、まず大学の講義が能動的な学修を目指すこととなり、その2年後となる平成26年11月20日に当時の文部科学大臣より諮問された「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」の中で、小中高の学習指導要領の見直しを要望するとともに、アクティブ・ラーニングという言葉が盛り込まれたことから、総務省が推進する教育現場でのICTの利活用とアクティブ・ラーニングを組み合わせる場合に補助機材として有効なタブレットが注目を集め、全国の教育機関に配備が広がったものと認識しています。

そこで、質問いたします。

- 1) 放課後学習室では、タブレットをどのように活用しておりますか。
- 2) 放課後学習室でタブレットを活用し、児童生徒に指導する方はどのような方ですか。ま

た、指導する上で必要とする知識やスキルはどのようなものですか。

3) 今後、授業におけるタブレット活用を行うのでしょうか。

以上、答弁願います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。1 問目、町長。2 問目、教育長。

最初に町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 大綱 1 問目、桜まつりに係るインバウンド対策の反響でございます。2 点でございます。

1 点目、年々増加するインバウンド（訪日外国人観光客）を柴田町に受け入れる態勢を整備するため、平成27年度より国からの交付金をフルに活用し、本格的に取り組んでまいりました。

平成27年度は、地方創生先行型上乗せ交付金を財源に、国内外からの集客力を高める「花のまち柴田」インバウンド推進事業を実施いたしました。具体的には、インバウンドの受入態勢を強化するため、「花のまち柴田」インバウンド推進協議会を設立するとともに、外国人観光案内ボランティアガイドの育成や外国人接客セミナー、外国人が参加するモニターツアーと植栽会の開催、仙南の広域観光ルートをPRする「仙南の彩」の制作、フリーワイファイやライブカメラの設置等を行いました。

平成28年度には、地方創生加速化交付金を財源に、「花のまち柴田」インバウンド推進協議会や観光物産協会と連携し、台湾をターゲットに柴田町の桜を中心とした観光情報を発信する海外へのプロモーション活動を行いました。

さらに、平成28年度後半からは、別の交付金であります東北観光復興対策交付金を財源に大河原町と連携した、白石川堤「一目千本桜」ブランド化事業に取り組んでいるところでございます。桜まつり期間中にしばた千桜公園で行われたさくらマルシェの開催や、日本の伝統文化を体験してもらうための各種イベント、外国人が参加してのモニターツアーやお茶会、観光客が2町をめぐるスタンプラリーを開催いたしました。

ことしの桜まつりの来場者数については、桜が満開となった直後の強風で一気に散り、まつりの開催期間が昨年より4日間短くなったことで24万6,000人となり、昨年に比べて2.4%減少したものの、外国人観光客は団体と個人を合わせて2,500人となり、昨年に比べ25%も増加いたしました。

また、観光物産交流館とスロープカーを合わせた売り上げは、平成28年は2,149万1,000円、平成29年は1,989万9,000円で、7.4%減少しましたが、ことし初めて開催したさくらマルシェ

の売り上げ662万3,000円を加えるとトータルで2,652万2,000円となり、23.4%の増加となりました。今まで取り組んできたインバウンド関連事業の効果が、着実にあらわれていると考えております。

2点目、反応でございますが、日本人の観光客の方からは「柴田町の桜は弘前や角館、三春に引けをとらないので、もっと首都圏でPRしたほうがよい」とか「観光案内が丁寧だ」とお褒めの言葉をいただきました。

柴田町を訪れた外国人観光客の方からは、「英語の案内看板が多く、しかも英語のパンフレットもわかりやすかった」「英語での案内があり驚いた」「桜以外に花木が多く植えられていてよかった」「山頂からの景色がよかった」「さくらマルシェはおしゃれでとてもよかった」といった意見がありました。また、「多言語の案内板があればもっとよい」という要望が、数件寄せられました。

ことしの桜まつりから、白石川堤外地親水公園「しばた千桜公園」が新たな見どころとして加わったことで、まつり会場エリアが一気に広がり、さらに、しばた千桜橋のもとでの白石川堤周辺では、青空応援団を初め、お茶会や餅つき体験、神輿渡御など、外国人観光客が和の文化に触れる体験プログラムが行われ、大変好評でした。

このことから、来年の桜まつりにおいては、陶芸やトンボ玉づくりの体験、そば打ちや飾り巻きすしづくりなど、おもてなし体験プログラムを充実したいと考えております。

また、大河原町に比べ、一目千本桜の町として柴田町のイメージが弱いので、今後は新たな観光名所となった、しばた千桜公園や桜の小径の桜並木の景観を白石川一目千本桜のビューポイントとして認知されるよう、取り組みを強化してまいります。

さらに、さくらマルシェの出店者からは、来年もマルシェに参加したいという意欲的な声が上がっていることや、JRを利用し、白石川堤を歩いて大河原町から柴田町へ来る観光客の流れが強まっていること、さらに夜桜ライトアップを見に来る観光客が多くなっていることから、観光客の憩いの場として、また桜まつり期間中の売り上げの増加を図るためにも、来年もさくらマルシェを開催し、さらに営業時間の延長を検討してまいりたいと考えております。来年は、しばた千桜公園がさらにバージョンアップしますので、国内外への情報発信やプロモーション活動を強化して、世界に開かれた花見の名所にしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 2問目、教育長。

〔教育長 登壇〕

○教育長（船迫邦則君） 佐々木裕子議員の大綱2問目、タブレットパソコンの活用についてお答えします。

1点目、放課後学習室での活用についてです。

国は、地域未来塾事業において学習がおくれがちな小中学生などに対する学習支援を行ってきており、平成27年度には事業をさらに促進するため、ICT機器整備のための補助制度を創設しました。町では、平成40年度から国の補助を受けて放課後学習室を実施し、児童生徒の学習支援を行ってきていましたので、放課後学習室に参加する子どもたちがICT機器を活用できるようにするため、昨年度この補助制度に申請したところ採択を受け、各小中学校にそれぞれ10台のタブレットパソコンのほか、周辺機器を整備することができました。

放課後学習室は児童生徒の自主学習支援が基本となっていることから、これらの機器については、まずは子どもたちが自主学習の補助教材として使用することができるようにします。また、機器の購入とあわせて百科事典ソフトを導入しており、子どもたちは自分の疑問点を自分で調べて解決することができるよう、支援してまいります。

今後は、同時に導入したプロジェクターなども活用して、子どもたち同士で教え合い、学び合いすることができるよう環境をつくり、個人の深い学びにつなげることができるよう工夫していきたいと考えております。

2点目、放課後学習室の指導者と、指導者に求められる知識、スキルについてです。

5月末現在の放課後学習室に協力していただいている学び支援員の方々は10名おり、内訳は教員OBや非常勤講師が5名、教員の資格を有する地域の方が3名、教員を志す大学生が2名です。

タブレットパソコンを活用していく上で必要となる知識やスキルにつきましては、機器の基本的な操作ができることが前提となりますが、子どもたちに指導する上で最も大切となるのは、子どもたちが学習ツールとしてどのように活用することができるのかを工夫したり計画したりする力だと考えております。

今後は、学び支援コーディネーターを中心として学び支援員の方々の研修会などを実施し、小中学校の先生方も含めてタブレットパソコンの活用能力の向上を図ってまいります。

3点目、今後の活用についてです。

国の補助制度要綱では、放課後学習室での活用に支障がない範囲で、通常の授業などで使用することも認められております。

平成26年度及び平成28年度に、町単独事業で教職員が授業で活用するためのタブレットパソ

コンを96台整備してきましたので、今回の補助制度で整備した各小中学校それぞれ10台のタブレットパソコンは、子どもたちに活用させたいと考えております。

県教育委員会では、教科指導におけるICT活用による授業改善の促進を図るため、「MIYAGI Style」を提案し、タブレットパソコンを活用した一斉授業やグループ活動での活用、そして子どもたちが1人1台を持って活用する個別学習に関する動画をインターネットで配信しています。

当町においては、グループ活動でタブレットパソコンを活用することができる台数が整備できており、町の先生方からは県教育委員会が提案している「MIYAGI Style」の活用法を参考にしながら、積極的に活用しようとする声も聞こえてきておりますので、これからも町内の小中学校と意見交換しながら活用に努めてまいります。

以上です。

「平成40」と読んだところがございまして、「平成24年」でございまして。訂正させていただきます。

○議長（高橋たい子君） 佐々木裕子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、1問目の桜まつりにおけるインバウンド対策についてお伺いいたします。

ただいま町長より答弁をいただきましたけれども、まず通訳ガイドのボランティアの方々ですけれども、私も駅で拝見させていただきました。大変すばらしい通訳で、外人の方も大変喜んでおったところを拝見させていただきました。通訳ガイドのボランティアの方々ですけれども、何名ぐらい出ていただけたのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 交代交代なんですけれども、実質的には23名が今回案内ということで、通訳ガイドということで参加していただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） この通訳ガイドの皆様方には、どういうところに配置となっていてただいたというのかな、お迎えしたのか。その辺、ちょっとお伺いいたします。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 2カ所で案内を行っております。まず1カ所は、船岡駅になります。改札口を降りてきたところになります。もう1カ所は、船岡城址公園内のさくらの里前で、総合案内のところで案内を行っております。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） 町長もいろいろな場所で、町長の言葉の中で、中学生を今回ボランティアで活用を試みたいというご意見もお伺いしておりますけれども、今回は学生の方はどうだったのでしょうか、その辺、お伺いしたいと思います。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。譲り合って、じゃあ教育長。
- 教育長（船迫邦則君） 小中学生の通訳ガイドにつきましては、ジュニア通訳ボランティアとして、今、来年の桜まつりの活躍を目指して、各小中学校で放課後それぞれの学校で大体24回程度、時間はそれぞれの回が40分程度になりますけれども、ジュニア通訳ボランティアの育成コーディネーターとしまして宮城教育大学の大学院生、そしてALTが2人で協力して、子どもたちに英語での交流、今練習に取り組んでいるところでございます。
- 議長（高橋たい子君） 補足、商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 今回、英会話のできる方のボランティアは町の広報紙で応募したところ、高校生も1人参加したいということで、今回3日間ぐらい英語での案内を行っていただいております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） 今、高校生ということでしたけれども、地元の柴田町の方でしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 柴田町の高校生になります。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） 先ほどの答弁で、さくらマルシェも大変盛大だったということで、私も見ました。行列ができてもうすごいお客様が並んでいた、そういう場面に出くわしまして、大変いいことだなとちょっとうれしい気持ちで見させていただきました。次回もやっていただけるということで、これは大変うれしいことではございました。時間延長ということですが、まず時間延長で大体どれぐらいの時間まで見ていらっしゃるか。その辺、ちょっとお伺いしてよろしいですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） これから、そのマルシェに出店した方々と反省会みたいなものを設けながら進めていく予定なんですけれども、一応今のところライトアップが9時で終了いたしますので、その時間までの延長ということで考えております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今回4時だったでしょうかね、4時で閉まったと思うんですけども、その後がとても寂しいような状況で、これはお願いをしておきます。BGMぐらいいは流したらどうなのかなと思います。何もなく、ただライトアップだけのみとなっておりましたので、その辺はお客様のおもてなしということで、音楽ぐらいいはちょっと流したほうがいいのではないかなというそういう思いがありましたので、その辺を要望したいと思います。

それから店を出していただいた、今回は何件の方にご協力していただいたでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 団体数でいきますと、5団体になります。その中で、1つの団体でお店を3つ出したところもありますので、トータルで7店舗が出店したような形になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 次年度は、もっとふやすようなお考えはございますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） それも、これからの反省会が終わった後に出てくる話になるかと思えます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それで、外国人の団体の観光客の方なんですけれども、柴田町においてなられたときにどのようなおもてなしで迎えられたのか。まずお土産だったり、何かそういうものをちょっとおもてなしで差し上げる部分とかというのもあったのかなとは思いますが、どのような形でおもてなしになったのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 大型バスなり団体が入ったときに、まず外国人だということになれば、外国人向けの今回英語版の冊子できましたのでそれをお渡ししまして、簡単に日本語でなんですけれども、私は日本語で説明したんですけども、通訳できる方も必ずついているものですから、団体のときはですね。船岡城址公園内の案内を簡単にさせていただいております。さらに、今回来ていただいた方に英語版の絵はがき、こういったものもプレゼントということでさせていただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 今、課長が冊子をお出しになりましたけれども、大変すばらしい冊子ができておりました。この冊子ですけれども、ホームページには載せてありますか。

- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） ホームページにはアップしてありません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。
- 10番（佐々木裕子君） せっかくきれいな背景なり、そういう食品なり、食べ物ですね。こういう紹介がなされておりますので、これもぜひホームページに載せて皆さんに情報発信をなさったらいかがかと思うんですけれども。大変すばらしいでき上がりだと思うんですけれども、色もきれいに出ておりますので、こういうのも使ってまた1人でも多くの方に来ていただけるようなそういう環境づくりというんですか、情報で環境づくりにつないではいかがかなと思いますけれども。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） ホームページには、実は観光物産協会のホームページについては英語版のホームページができ上がっておりますし、町の分もでき上がっているんですけれども、今後そういったホームページにこの内容が掲載できるか、ちょっと担当のほうと詰めていきたいと思っております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） それから外国人の方々に、本当でしたらしばた千桜公園ですか、野点体験というのを行うはずでしたけれども、今回はできなかったということで「伝承館のところで体験をしていただきました」という答弁がございましたけれども、同僚議員の質問のときにそういう答弁がございましたけれども、何名ぐらいとかどれぐらいの外人の方が茶道の体験をされたのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 今回の桜まつりで、外国人の方に郷土館の茶室のほうに入ってもらった方、41名ということになっております。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君） その方は、どういう形でその体験場にお連れしたというか、そういう状況はどのような状況だったのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。
- 商工観光課長（斎藤英泰君） 実は、今回スタンプラリーも行ったんですけれども、柴田町のしばた千桜橋のところとさくらマルシェのところ、そして船岡城址公園内のスロープカー、そして大河原町は屋形船、その3カ所に寄ってスタンプをもらおうと記念品、今回外国人の方に差

し上げた絵はがきなんですけれども、そういったものをプレゼントするというふうなこともやったんですけれども、そのときにつくったチラシの中に、特に英語で「お茶会を郷土館のほうでやっているんで、ぜひお寄りください」というようなことで、英語で表記しているものから、恐らく外国人の方しか、なかなか理解できずにいたのかなと思っております。あくまでそのチラシで呼びかけております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 団体の方でおいでになった方は、時間も余りないので茶道とかそういうものの体験というのができなかったと思うんですけれども、今後そういう団体客の方々にも、外国人の方々に茶道というもののすばらしさを伝えていただければありがたいと思うんですけれども、その辺はどうですか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 団体となりますと、直接旅行会社等のつながりをやっぱり持っていないと、なかなかお知らせできないと思いますけれども、その辺今後宮城インバウンドDMOという会社が立ち上がっておりますので、そこが今プロモーション関係を一手に引き受けながら仙南地方の観光地をめぐるようなツアーみたいなものを今後企画しながら、少しでも外国人観光客を誘客するというふうな動きもありますので、そこと連携しながら団体を受けるときにこういったツアーの中に、お茶会というものもありますというような一つのコンテンツとして入れていければと思っております。

あと、ごめんなさい。先ほどいいましたチラシなんですけれども、英語でのお茶会がわかるようなチラシをつくって、これで案内しております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それから、今プレゼントに絵はがきということがございました。柴田町は、アジサイとか四季折々の花のときに来ていただいた方に写真を撮ってプレゼントということを行っておりますけれども、そういう写真のプレゼントというのはお考えにはならなかったんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今回の桜まつりの中ではやっておりません。ただ、紫陽花まつりとか曼珠沙華まつり、そういったときに写真のプレゼントというようなことでまたことしも進めていきたいと思っています。ただ、来年、桜まつりでやれるかどうか、ちょっとその辺も

検討させていただきたいと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） それでは、あとしばた千桜橋のステージですね。同僚議員の質問にもございましたけれども、イベントやコンサートなどいろいろ使い道があると思いますので、そちらでコンサートとかそういうものを開いていただければと思うんですけれども、何か今後予定とかそういうものは、まだ何も組まれているというのはあるのかどうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 今のところ、まだ計画はありません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 親水公園、しばた千桜橋ですけれども、同僚議員の中で水道を通すのにちょっと難しいということで、野点ができなかったということでありましたけれども、水道がなくてもできるのではないかなと思うんですけれども、お茶を点てるときに水道水は使わないですね、特に。水道水というのは、本当は。だから、ポリタンクとかそういうのに補給しておいたそういうものを用意すれば、しばた千桜公園の中でも野点というのはできるのではないかなと思うんですけれども、どのようにお考えになりますか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。商工観光課長。

○商工観光課長（斎藤英泰君） 実は、私もちょっとお茶やっています、たまたま今回のイベントで野点をあそこでやったら少しお客さんに、特に外国人の方に和の文化を楽しんでいただけるのではなからうかと思って、今回郷土館の中でお茶会をやっているグループの方々に、先生方のほうにお話ししたときに、少しの人数だったらできますけれども、1日を通じてとかそういうふうに入受態勢を整えるとなると、やはり水道設備がないとだめだよとかというようなことで、今回はそのかわりに郷土館のほうで受け入れましょうというような話になりました。

たまたま今回、せっかくあそこでやったらどのようなお茶会になるのかなということで、私も試しに正直4月9日だったと思うんですけれども、1日だけ通りすがりの外国人の方に、お茶飲んでみてはどうですかということで、ちょっと試しでやらせていただいた経過があります。ただいずれにしても、少しの人数でしたら受け入れはできるかと思いますが、1日を通して多くの方を受け入れるとなると、水道管が入っていないと難しいということがわかっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 少しの時間でも結構だと思うんですね。新たな取り組みとして、やっ

ぱり人を呼べるのではないかなと思うんですね、こういうことをやるということで。そういうものを一つでも多く、そして珍しいもの。珍しいですからね、やっぱり野点というのは。伝承館の中でやるものとは違った雰囲気、そしてあそこの景観、すばらしい景観なので、やっぱりあそこに赤い毛せんですか、そういうものを敷いてやるとかというのはすばらしい、ちょっと人を呼ぶための一つの材料になるのではないかなと思いますので、今後検討していただければと思います。

観光については、これからもインバウンド対策でさまざまなことを町長が行っていくという、しばた千桜公園をバージョンアップということでやっていくという答弁をいただいておりますけれども、バージョンアップはどのようなバージョンアップとなるのか。その辺はどうなんですかね。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） 観光はね、1回くらいしゃべらせないとちょっと。答える機会が最近少ないものですから、発言をさせていただきたいというふうに思っております。

今回、観光地として成長するための発展段階というものがあまして、一番やっぱり認知してもらおうことということですね。その認知につきましては、国のお金100%、または1%の負担でいいと、これが一番大きかったわけですけども、インパクトのある広報とかプロモーション活動、それからおもてなしと、こういうことができて、ある程度認知が高まったのではないかなというふうに思っております。一番感動したのは、団体の観光バスも来たけれども、女性一人でヨーロッパの方々が柴田町にやってくると、これがやっぱり日本は安全な国なのか、驚いたということでございます。発展段階の認知は大分進んだのではないかなというふうに思っています。

それから2番目としては、やっぱり観光業者が柴田町の花見に来るとツアー客が組めるということでございます。その成果は224台、柴田町始まって以来の観光バスです。最初は、福島県の花見山と秋田県の角館の中間地点のトイレ休憩だったんですが、この6年間で柴田町の一目千本桜、大河原町の一目千本桜が、ツアーの一観光ポイント地として加えられたということが大きいのではないかなと。ですから、観光業者にとっても柴田町で人が集められるという段階に来ているのかなというふうに思っております。

それと、先ほど申しました宮城インバウンドDMOという新たにチャレンジするビジネスですね、これが生まれてきたというのが第2段階であります。

第3段階は、船岡城址公園から商店街へと、これがこれからの大きな課題ではないかなとい

うふうに思っております。商店街に人が流れても、商店に人を引き込む、これがまだまだ足りないというふうに思っております。でもことは、長年町の業者に、しばた千桜橋の下にお店を出すようにと3年間口説いてきたわけですが、シルバー人材センターだけがリスクを冒して3年間やっただけでも、今回インターネットで中継されておりますので特定の業者の方言うわけにはいきませんので、若い女性経営者たち3者ですか、それとまちづくり会社、意欲的な人たちが出してくれて、あのさくらマルシェがないと前年度割れしたわけですから、ところが六百六十何万円確保していただいたので、柴田町は観光客は減ったんだけども売上げは伸びたということで、そういった意味で順調にこの柴田町の知名度が上がってきている。

来年なんですけど、実はしばた千桜橋からしばた千桜公園を眺めるといのは、私も紛れ込んで人の話を聞いているんですけど、あの景観はすばらしいという褒めの言葉をいただきました。それも色合いですね。桜だけではなくてレンギョウ、それからヨシノツツジ、ムラサキハナナ等、黄色、ピンク、赤、そういう色合いも大変いいということなので、あそこにもう1本橋をかけてもらいたい。これは、新人の3人の議員はおわかりにならないと思うんですけど、全会一致で当初予算でもう一つ橋をかけるということが了解いただいておりますので、あの回遊ルートができますと、よりあそこの潜在的な魅力が高まるのではないかなというふうに思っております。

それと桜の小径ですね。5メートルの桜並木72本、順調に育ってきております。あの景観は五連桜ということでラジオで実はお話ししたら、五連桜って意外と覚えていてくれたんですね。「五連桜どこですか」ということを言われましたので、そういった意味で来年はバージョンアップできるのではないかなというふうに思っております。

反省点は、船岡駅からしばた千桜橋、船岡城址公園のルートはしっかりしているんですけど、外国人に聞かれたのは船岡城址公園から船岡駅に戻るコース、これが全然わからないということで、私も駅まで送ればよかったんですけど、柴田町の町民で「じゃあ、私船岡駅に行きますので」と外国人2人を、おばあちゃんでしたけれども船岡駅まで連れていってもらったと。ですから、そういう雰囲気も町民の中に出てきたのかなというふうに思っているところでございます。

思ったのは、外国人は焼きとりとかポッポ焼きとか、そういうものは食べないということがわかりました。今回、一番売上げがあったのがコーヒーとメロンパンということなので、これまでの外国人に対しては、今までの日本の伝統文化を押しつけてはだめなんだと、食べ物はそう思いましたね。逆に、パンとかコーヒーのほうがしばた千桜橋の下で売れたという、新

しい発見もございました。このように、国のお金を確保してまいりましたので、これをもとに大河原町と連携すれば、まだまだこの柴田町の一目千本桜が有名になって、多くのお客さんを確保できるのではないかなというふうに思っております。

最後の踏ん張りは、やっぱり商店街の自分のお店に引き込む努力ですね。これはもう一度商工会と連携しながら、どうしたらお店に寄ってもらえるか、それは反省材料として一緒に考えていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 来年に向けて期待をしたいと思います。柴田町に来ていただいた際の滞在時間を少しでも長くできるような、そういうような受け入れの方法というんですか、そういうものをもうちょっと重点的に次年度はやっていただければありがたいなと思います。

では、次に2問目に移らせていただきます。2問目のタブレットの活用について質問させていただきます。

先ほど、教育長のほうから詳しくご説明いただきました。私もいろいろ調べてみましたら、教育長がお話しになられたようなことが書いてございました。総務省で、とりあえずフューチャースクール推進事業ということがございまして、その中で、学びのイノベーション事業、それも連携してタブレットパソコンやそれから電子黒板、あとはライン等ですか、そういうものを活用してこれから情報通信技術面を中心としたそういう教育分野というんですか、そういうものに力を入れていきたいというような表現で出されているんですけども。

ここに、先ほどプロジェクターということがございましたけれども、今プロジェクターのほかに電子黒板も同じような形に使えるような思いがあるんですけども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 昨年タブレットとあとプロジェクター等一式、あと電子黒板等も購入しましたが、タブレットパソコンからプロジェクターのほうに画面自体を投射できるというふうな形で、今使用させていただいています。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） じゃあそれを、電子黒板とかそういうのを使って映し出す、そういう形でよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

- 教育総務課長（森 浩君）　そういう形で、みんなが見れる形で使わせてもらっています。
- 議長（高橋たい子君）　再質問ありますか。どうぞ。
- 10番（佐々木裕子君）　放課後学習室で、学習おくれの方のということでございましたけれども、どの程度おくらしているのかちょっとわかりませんが、そういう子どもたちがほかの子と同じようなレベルに上げるためにこういうものを活用するというのは大変すばらしいことだと思うんですけれども、学校の中で先生方もこれからタブレットを活用して授業していきたいという、先ほど答弁の中にございました。やっぱりタブレットを活用していくことで、子どもたちの育成段階というんですか、大きく育っていく段階ですばらしい言葉がここに載っているんですけれども、やっぱり子どもたちの能力というものを引き出す、そういうことに何を知っているか、何ができるか、個別の知識とか技能になりますけれども、それを全体で考える。その一つのことだったら一つのことに対して、みんなに映像を映して、そういうものを先生が取り入れた場合にそういう取り組みができる。そして、一つのことをみんなで考え、そういう精神的なもの、思考とかそういうものが表現力とかすばらしい子どもたちの今自分でわかっていない部分が引き出せるものではないかなと、私は思うんですけれども、大変すばらしい取り組みではないかなと思うんですが、1日も早い取り組みというのは考えてはいないんでしょうか、授業の中でですね。
- 議長（高橋たい子君）　答弁を求めます。教育長。
- 教育長（船迫邦則君）　現在、もう授業で活用しております。例えばですね、音楽の授業で学級で合唱するというとき、合唱しているときは自分たちがどのように歌っているかというのって、見えませんよね。それを、音楽の担当者はタブレットにおさめて、そしてプロジェクターで映して、「ああ、口のあき方が自分は足りないんだな」とかというような気づきをさせる。
- それから体育なんかでも使っております、体育での例えば跳び箱を飛ぶというときの跳ぶ姿というのは、ほかの人は見えるけれども跳んでいる自分は見えないですよ。そういったものを撮ってあげて、跳び終わった後にタブレットを置いておいて、そして自分の跳び方を確認させるというような使い方しております。
- それから理科なんかでは、植物の写真を撮りだめして、成長の様子を短時間で見せるという、そういうような活用もしております。また、私が今考えているのは、放課後学習室で子どもたちって意外と、自分で勉強はなかなかできないなとかという悩みを持っているんですね。そういう子が、自分で黙々と勉強している姿を私は見ているんですが、そういう子に例えば算数が苦手だというとき、算数の支援者が「何足す何は何ぼ」という簡単なやつだったらいいですけ

れども、もっと難しくなったときに、その式をどう解いていくのかというのを例えば画像で撮ってあげて、順次見える。そうすると、解き方のステップがその子にとっては確認できる。

「ああ、自分はこのところがわからなかったんだな」とか、そういうような気づきをさせるために活用できないかななんてことも、今考えているところです。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 大変すばらしいと思います。そういうふうやって、おくらしている子がやっぱり普通の子と並んで勉強できるということは、すばらしいことだなと思います。放課後学習だけではなくて、やっぱりそういうタブレットを活用して今現在行っているということですけども、すごいタブレットに興味を持つ子どもたちもふえてきていると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 現実的には保護者よりも子ども、児童生徒のほうが使いこなしてしまっているという部分がありますので、児童生徒にとってはタブレットはもう身近なものということで、ツールとして効果的に使っているというのが児童生徒のほうだと思います。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 総務省の中でしたか、文部科学省の中かな、1人に1台ということで何か文言が書いてありましたけれども、今後柴田町でもそういうような考えはおありになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育総務課長。

○教育総務課長（森 浩君） 宮城県においては「MIYAGI Style」ということで、ICT教育の中で今は先生に1人1台という形になっております。今回60台タブレットを購入しましたので、実際、放課後学習室だけではなくて、通常授業でも生徒がグループで使えば、一つの学校でありますので使えるのかなと思います。最終的には、やはり生徒1人1台というのが、この「MIYAGI Style」のバージョン3と言われるものなんですけど、そこまでいくには予算的なものもありますので、まずはグループで使える状況ですので、先ほど教育長がお話したようにみんなでタブレットを活用して、プロジェクター等も活用して授業を進めていけるんじゃないかと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） 先ほど教育長の答弁の中で、これから研修等を行っていききたいというお話がございました。これは、柴田町のほかに何か研修を受けに行くとか、そういうものはあ

るのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。教育長。

○教育長（船迫邦則君） このICTを使って授業を改善しようという動きは全県的にございまして、高校等でも公開をしている学校がありまして、その高校の公開の折に参加していただいたりもしております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○10番（佐々木裕子君） そうですね。そういうふうにしていただければ、何を教えるかということの知識の質や量がすごく改善されて、まだどのように子どもたちに学ぶかというものも重視することができるのかなと思います。そういうものは、研修会があった場合にはそうやって参加して、技術を向上していただければと思います。

また今までに、やっぱり子どもたちにとっては英語教育もそうですけれども、これから先ほどのインバウンドの取り組みということで、町の観光振興策とかそれから教育への活用、そういうこれから国際化になってきますので、そういうものの先取りというんですか、そういうものを少しでも早目に子どもたちが世界と密になれるような、そういう教育の場所をつくっていただければと思います。そして、このタブレットも英語教育と同時に、子どもたちがこれから将来に向けて道がまた広がるのではないかと思いますね。これからICTというのは、すごく今何でもコンピューター時代になってきておりますので、そういうものに小さいときから手がけてなれさせておくということは大変これから重要なことだと思うし、必要なことであると思いますので、これからも力を注いでいただければと思います。

これで私の質問を終わります。

○議長（高橋たい子君） これにて、10番佐々木裕子さんの一般質問を終結いたします。

ただいまから休憩いたします。

2時55分、再開いたします。

午後 2時42分 休憩

午後 2時55分 再開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を行います。

14番有賀光子さん、質問席において質問してください。

〔14番 有賀光子君 登壇〕

○14番（有賀光子君） 14番有賀光子です。大綱2問、質問いたします。

1. 寡婦（夫）控除のみなし適用について

寡婦控除は、所得税法で定められた所得控除の一つです。

配偶者と死別、または離婚後、婚姻していない人などに対する経済支援のために設けられた制度で、扶養家族や所得金額など一定の条件を満たす場合に適用され、扶養する子どもがいる母子家庭の場合、27万円が控除され、控除前の所得が500万円以下なら35万円になります。

寡婦控除は、一度でも婚姻歴があれば、その後未婚で子どもを産んでも適用されますが、婚姻歴がない未婚のひとり親家庭に対しては適用されません。そのため、未婚のひとり親は、離婚・死別のひとり親と同じ所得水準であっても高い所得税、住民税を支払っています。

ひとり親家庭で家計が厳しい状況は同じなのに、婚姻歴の有無で負担に差をつけることはいかなるものでしょうか。ひとり親家庭の経済的支援・子どもの貧困対策・少子化対策などの視点から、ぜひ寡婦控除のみなし適用を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

2. 女性の視点を防災対策に。

大きな被害を出した東日本大震災から6年が経過しました。また、震度7の揺れに2度も見舞われ、約19万棟の住宅が被害を受けた未曾有の震災であった熊本地震の発生から1年がたちました。今も応急仮設住宅や、みなし仮設住宅（民間賃貸）などに約4万8,000人が身を寄せています。ようやく仮設住宅の暮らしになれつつある被災者ですが、目の前に立ちほだかる多くの問題が、心労に追い打ちをかけています。

ここ数年の大災害を教訓に、女性の視点到った対策が各地で始まり、進んでいます。その知識や技術の習得へ向けて、内閣府が作成した「男女共同参画の視点からの防災研修プログラム」が活用されています。

そこで、我が町の女性視点の防災対策について伺います。

1) 女性視点での防災対策の充実について、どのように具体化されてきたのでしょうか。

2) 女性目線での防災対策の確立のために、防災会議への女性の参画、防災リーダーの育成、防災訓練への女性の参加についての取り組みは。

3) 町の若い世代や小中学生への防災教育の取り組みは。

4) 内閣府において、昨年の台風10号に伴う大雨で岩手県岩泉町の高齢者用グループホームで9名が死亡したことを教訓に、「避難準備情報」が「避難準備・高齢者等避難開始」に名称変更されましたが、避難に時間を有する高齢者・障がい者・乳幼児などへの周知徹底と対応は。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。町長。

〔町長 登壇〕

○町長（滝口 茂君） 有賀光子議員、大綱2点ございました。

まず1点目、寡婦（夫）控除のみなし適用についてでございます。

母子・父子世帯のうち、配偶者と死別や離婚した場合は税制上の寡婦控除や非課税の措置がございますが、現在、婚姻歴がない場合は適用されておりません。そのため、ひとり親でも婚姻をしていたか否かにより、税額を算定する際に寡婦控除が受けられないことで、子育てなどのサービス受給に差が生じる現状があります。

つきましては、子育て支援の観点から、保育料の算定に当たって保護者の申請に基づき、未婚のひとり親も税法上の寡婦と同様に扱う寡婦みなし規定を適用し、保育料の負担軽減を実施してまいります。

大綱2点目、女性の視点を防災対策へということで、4点ございました。1点目と2点目は関連がございますので、一括でお答えします。

平成28年9月23日に内閣府が実施した、男女共同参画の視点からの防災研修の中で、東日本大震災の経験から見えてきた男女共同参画に係る課題として、特に、防災や復興の政策・方針を決める過程に女性が参画していないこと、避難所における救援物資の配布において女性に対する配慮がないことなどが挙げられております。

町では、今回の地域防災計画の策定に当たり、柴田町防災会議23人の委員の中に、男女共同参画推進審議会、各種婦人団体連絡協議会、婦人防火クラブ連合会、民生委員児童委員協議会の各代表など、6人の女性委員に加わっていただき、地域防災計画の改訂を行いました。このことは、内閣府の防災研修の資料の中で、全国の取組事例として、「地方防災会議の女性委員の割合を高める工夫」として、柴田町が紹介されております。

地域防災計画に反映された女性視点からの具体的な内容は、防災訓練に女性の積極的な参加を得られるよう努めること、女性や子どもの避難生活に配慮した備蓄物資を選定すること、女性専用の更衣室や物干し場・授乳室を設置することのほか、女性の消防団員の入団促進などがございます。

防災訓練への参加については、婦人防火クラブ員が積極的にかかわって、炊き出し訓練や初期消火訓練等を行っております。婦人防火クラブは、ことし4月1日現在39団体、1万369人が加入しており、日ごろかから女性視点の意見をいただいているところでございます。今後、できるものから実施してまいります。

防災リーダーの育成につきましては、自主防災組織を効率的に機能させるため、毎年、宮城県が開催する宮城県防災指導員養成講習会への参加をお願いしているところでございます。現在、42の自主防災組織に136人の防災指導員がいます。そのうち、21人が女性でございます。まだ少ないので、今後女性の受講をより進めてまいります。

3点目、各小学校では、学校安全年間計画を作成し、総合的な学習の時間や特別活動等を利用し、一年を通して防災教育を実施しております。また、平成27年度から文部科学省の防災教育を中心とした実践的安全総合支援事業の採択を受け、大学教授をアドバイザーとして招き、交番、消防署、スクールガードリーダーの協力を得ながら、防災、交通安全、防犯の3領域について安全教育を実施しています。今年度は、船迫小学校を中心に実施する予定となっております。

4点目、平成28年台風10号による水害で、岩手県岩泉町の高齢者施設において避難準備情報の意味が伝わっておらず、適切な避難行動がとられませんでした。これを踏まえ、内閣府は平成29年1月から、避難情報のうち「避難準備情報」の名称を「避難準備・高齢者等避難開始」に変え、高齢者・障がい者・乳幼児など避難に時間を要する方及びそれを支援する方が、少しでも早く避難行動に移ることができるようにしました。

町内4カ所で実施した局地冠水対策マニュアルに関する住民説明会でも、この点に関しては特に大事なことであると説明をいたしました。町は、避難情報の発令に当たっては、河川の水位の上昇速度や雨量の変化などさまざまな状況から先々を見通して判断し、早めに避難情報を発令いたします。

この避難情報の伝達方法としては、主として次のものがございます。一つに、町からNHKや民間放送等へ情報を発信することで、テレビのテロップ表示やデータ放送、音声により伝達するもの。二つに、町から携帯電話会社へ情報を発信することで、エリアメール・緊急速報メールとして、直接、個人の携帯電話に送信するもの。三つに、町のメール配信サービスの「災害・防災情報」を登録している携帯電話に配信するもの。四つに、町の防災行政無線により、消防団や行政区長に音声で伝達することで、自主防災組織の協力により各家庭に伝えるもの。五つに、町の広報車により伝達するもの。

災害の発生が予想されるときには、テレビや携帯電話等の情報を注視していただき、少しでも早い避難行動をお願いしたいと思っております。さらに、日ごろから地域での避難誘導訓練に参加するなど、事前にいざというときの準備をしておくことが大変大事だと思っております。

なお、携帯電話を所有していない方には、近所での声がけが有効でございます。町では、出

前講座、防災訓練、地域活動等さまざまな機会を捉え、避難準備・高齢者等避難開始の情報の意味や、早い段階での情報発令、自主防災組織の防災力の重要性などを説明し、まずは自分の身は自分で守るといった自助の精神を高めながら、あわせて共助・公助の意識も高めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 有賀光子さん、再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、町長の答弁のほうから保育所のほう、保育料としてやっていくという答弁をいただきました。大変ありがとうございます。

また、ちょっとお聞きいたしますけれども、まず児童扶養手当の受給者の未婚者数は何名いらっしゃるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 現在、児童扶養手当受給者、いわゆるひとり親ですね。受給者数は347名おります。そのうち、児童扶養手当受給者のうち未婚者、いわゆる婚姻歴がない方につきましては42名おまして、未婚者率は12%になっております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） その未婚者の方の平均年収というのは、もしわかれば教えてください。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 済みません、そのようなデータは持ち合わせておりません。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） わかりました。

じゃあ、まず今所得のほうでやるということで、婚姻歴のないひとり親家族の方で、ちょうど東京都八王子市のほうでは平成26年度から寡婦控除のみなし適用を実施しております。そして、試算によりますと年収が201万円で、1人2歳の子どもがいる未婚のひとり親の場合は、結婚歴のある場合と比べて保育料としては年額12万円以上も高くなっているということなんですけれども、これが寡婦控除されると幾らになるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） それぞれの市町で保育料が違いますので、なかなか幾ら下がるということはちょっと申し上げできないのでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 他自治体では違うということはわかるんですけれども、柴田町としての

把握というのはしていないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 例えばの話をさせていただきます。柴田町の保育所保育料徴収規則ということでお話しさせていただきますと、例えば所得ではなく市町村民税の所得割課税額区分で、保育料が決まっております。それで、例えばひとり親で寡婦適用がない場合、例えば5万2,000円から6万7,000円未満のひとり親の場合、保育料が1万2,350円のもの1ランク下がった場合、いわゆる収入として寡婦が認めた場合につきましては1万1,050円、約2,300円ほど月下がるということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 保育所の利用者でみなし控除適用する世帯というのは、何世帯になるのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 今現在、保育料ひとり親の方が47名おります。そのうち保育料を支払っている方が6名、あとの方41名はゼロ円なんですけれども、この6名のうち今のところ未婚の方は1名おります。ですから、今回の措置によってこの1名の方の保育料が軽減されるということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回のあれでは、じゃあ6名のうち1名がなるというふうに捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） ひとり親は6名なんですけれども、未婚の人は1名しかおりませんでしたので、その1名の方が該当するということになります。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 町としては、今回子育て支援として保育料のほうを見るということですが、例えば町営住宅とかそちらのほうはならないのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。

○都市建設課長（水戸英義君） 町営住宅の使用料でございますけれども、平成28年10月1日に国の公営住宅法の施行令の一部が改正されています。公営住宅入居者の収入算定上、寡婦控除はもう既に対象となっていて、平成29年の家賃算定から既に適用になっているということでございます。

- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 今回のあれで、町営住宅に住んでいるという方はいらっしゃるんですか、対象者。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 全世帯のうち、2人おられます。ひとり親が2人でございますね。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） ひとり親が2人なっているということで、それは女性、父子家庭のどちら。どちらも母子家庭のほうですか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。都市建設課長。
- 都市建設課長（水戸英義君） 女性でございます。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） 結構年々母子家庭とか、事情によってふえてきていると思うんですけども、現在、宮城県内でも結構このみなし控除をされているというふうにお話を聞きますけれども、現在、宮城県ではどこどこがこの控除を受けているのでしょうか。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 宮城県内では、仙台市と美里町も聞いておりますが、あと仙南2市6町で調査してみました。そこでは、根本的に保育料を無料にしているところも1町あります。あとは、寡婦控除みなし適用しているのが2市町ございます。していないのが5市町。5市町がまだ適用しておりません。
- 議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。
- 14番（有賀光子君） その中でやっているところ、仙台市、美里町、あと白石市も平成28年度からやっているというお話を聞きましたけれども、町によっていろいろサービスが違うと思うんですけども、もしわかっている範囲であれば教えてください。
- 議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（鈴木俊昭君） 白石市と美里町は、保育料です。あと仙台市は、ちょっと範囲が若干広目でございます。仙台市ですと、保育料も入りますし、あと保育の延長保育料、あと一時預かり利用料、あとは幼稚園就園奨励費補助金、あと児童館の児童クラブですかね。柴田町に該当するようなものと、そのような内容です。あとは、仙台市でやっている事業でございますので。
- あとつけ加えさせていただきますと、育児ヘルプ家庭訪問事業利用料、あとはひとり親家庭

等日常生活支援利用料が行われているものでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今、柴田町は今回は保育料のほうをするということなんですけれども、結構かなり仙台市のほうはいろいろなものを行っているということで、やはりこれも一つの子育ての一環としてやっていきたいと思っておりますので、できれば徐々に保育料のほかにも児童クラブとか、そういうのにもやっていただくようにはしていただけないでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（鈴木俊昭君） いろいろ事情もございまして、いろいろ国県の補助の入っているものもありますので、それも簡単に減額できるかどうかもなかなか難しいものもありますので、いろいろ検討させていただきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 本当は国のほうで全部一緒に、未婚の母も入れていただければ一番いいことなんですけれども、ちょうど柴田町の方で相談を受けまして、やはり同じお金、母子家庭の方と一緒にそんなに高くはないお金だけでも払っているのに、待遇が大分違うということで今回相談を受けたということで今回一般質問させていただきましたけれども、本当に若いお母さんにとってはやっぱり生活は大変だということで、少しでも柴田町もいろいろ子育てに力を入れているということで今後やっていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

じゃあ、次に女性の防災対策のほうに移らせていただきます。

今回、大災害の女性の視点に立った対策が、各地でいろいろな男女共同参画のほうからも進み始めております。その知識や技術の習得へ向けて、今回内閣府が作成した男女共同参画視点からの防災研修プログラムが活用されております。これの町としての取り組みを伺いたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） これにつきましては、去年できたものなんですけれども、その前に防災会議のメンバーに女性のメンバーを入れまして、先ほど町長答弁にもありましたけれども6人の女性のメンバーを加えまして地域防災計画ですね、これを改訂いたしました。その際に女性の目線での研修プログラムですかね、内容としてはそこに入っているものも取り入れていますので、事前に内閣府が出した研修プログラムが出る前に、柴田町も取り組んだということでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回、女性のほうも入れて取り組んでいるということなんですけれども、女性が入っているいろいろな意見とか、そういうあれはどうでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） やはり、女性向けの物資ですか。避難所への救援物資とかそういったものとか、それから先ほど町長の答弁ありましたけれども授乳室とか更衣室、そういったものに取り組むべきだということ。それから、女性の消防団員も入れるべきだというふうな意見もいただいております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） このプログラムのほうで、千葉県得我孫子市では2月に避難所での対応について研修を行い、そして当日内閣府の職員を講師に招いて講習をしていただいたということで、やはり男性と女性は災害による影響の内容が異なるということを学んだそうです。講師からは、阪神・淡路大震災と東日本大震災で亡くなった人数もやはり女性が男性よりも上回り、また男性に比べて女性は災害後の雇用状況や健康状態も厳しい、男性よりも厳しい。また避難所生活では、男性よりも女性が不便を感じているという多くの意見があったという調査結果をお聞きしました。

それで、柴田町でもこの防災会議の委員が今回女性になったということで、そういうきめ細かないろいろな意見というものは出たんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 繰り返しになりますけれども、やはり女性専用の物干しですね、そういったことも当然入っていますし、今回ここの研修プログラムの中に入っているものについては、事前にそういった防災会議の中でもお話しがございました。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 柴田町では女性のほうが現在6名いらっしゃるということで、今全国には結構女性にもかなり浸透しているということで、中には40%までいっているところもあります。そういう意味でも、いろんなまた男性と違って女性のそういうきめ細かい意見というのは大変貴重な意見だと思いますので、今後またふやしていくという傾向はあるんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） 今回の防災計画は平成26年度、平成27年度会議を開きまして実施したんですけれども、今改訂が終わりまして、次回防災会議を開いて新たに改訂するに当た

っては、また今回の6名だけでなくもう少し女性の意見が取り入れられるように、メンバーについては検討していきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 今回、東京のほうでも避難所の防災、男女共同参画のソフト面としての避難所の防災組織強化などによって、ひとつの女性の視点を生かしたことに力を入れていくということで今年度、2017年度は女性防災リーダーの育成に積極的に乗り出すということで、「女性視点の防災ブック」というのが今年度の予算に盛り込まれたそうです。

それで、その中に先ほど町長のほうからも乳幼児の子どものミルクとか、いろんな乳幼児の場所の確保、女性の視点を反映させたポイントの掲載のほうがされているということで、かなり女性にとってはすごく勉強になるというか、いろんな面でそういうものを一つにしてすると、かなりいろんな面でどこが避難所になるとか、そういうあれもあるというお話も聞きましたので、この「女性視点の防災ブック」は町としてもどうでしょうか。検討してはいかがでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） いろいろとご指摘ありがとうございます。やはり、弱い立場にある女性の方々が少しでも快適な避難生活となるためには、やはり必要なことだと思っております。ですので、今後できるものから順次やっていきたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） 前に質問したときに、女性の消防団のほうも募集しているけれども、1名もいらっしやらなかったというお話をお聞きしましたが、その後どうなっているのでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） あらゆる機会、女性消防団の募集とかもお話ししているんですけども、なかなか入る状況ではないようでございます。今後も、引き続き何か機会を捉えまして、女性消防団が入るように取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（高橋たい子君） 再質問ありますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） ぜひやはり夜だけじゃなくて、日中も働いている方が男性の方が多いということで、日中がもしあれになった場合もそういう女性としての必要だと思いますので、ぜひこれからも今後働きかけていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

あと、また女性の視点からの防災のほうで、今後各地域で避難するとき、前回雨が降ったと

きに避難所がテレビだと各生涯学習センターのほうになっているということで、でもそれがテレビに映ったかわからない方は生涯学習センターのほうに避難で行ったら誰もなくて、住民の方だけが20人ぐらいいたと。それで、でも区の区長のほうではまず行く前に区のほうで避難をしようということで、そちらのほうに力を入れたという食い違いがあったというお話も聞いたんですけども、そういうのはもうその後解決して、どういうふうに決めたんでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） まず、避難に当たっては一次避難所、各地区で自主防災組織で決めております集会所とかいろんな公園とかあると思うんですけども、そちらにまず一旦避難していただく。その後に、町で設置しました優先避難所、町内6カ所です。小学校区に一つずつありますけれども、そちらのほうに避難していただくという手順をとっていますので、そのことがまだよく住民の方に理解されていなかったのかなと思います。なので、これも防災訓練とかいろいろ出前講座とかありますので、その際にきちんと説明していくようにして、まずは一次避難所に避難して、その後に優先避難所に避難するという、このことについて徹底していきたいと思っております。

以上です。

○議長（高橋たい子君） 再質問、どうぞ。

○14番（有賀光子君） そうすると、今徹底していくということで、区の住民のほうにまできちんと伝わっていくということでしょうか。

○議長（高橋たい子君） 答弁を求めます。危機管理監。

○危機管理監（大川原真一君） そのとおりでございます。

○議長（高橋たい子君） 再質問ございますか。どうぞ。

○14番（有賀光子君） よろしく願いいたします。本当に、今後雨もかなり急に雨降ったり、今までとまた違ったことになりますので、いよいよ下名生剣水のほうも工事を今年度から入っていくということでお話を聞きましたので、しっかりその点をやっていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

これで質問終わらせていただきます。

○議長（高橋たい子君） これにて、14番有賀光子さんの一般質問を終結いたします。

以上で一般質問通告に基づく予定された質問は、全部終了いたしました。

これをもって一般質問は終結いたします。

間もなく会議終了の4時を迎えますが、このまま会議を続けますのでご了承願います。

日程第3 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（高橋たい子君） お諮りいたします。日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては人事案件でありますので、議員全員協議会にお諮りしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 異議なしと認めます。これより、直ちに委員会室において議員全員協議会を開催いたしますので、ご参集をお願いいたします。

それでは、ただいまから休憩いたします。

なお、議員全員協議会終了次第、再開いたします。

午後 3時28分 休 憩

午後 3時34分 再 開

○議長（高橋たい子君） 再開いたします。

日程第3、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（滝口 茂君） ただいま議題となりました諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての提案理由を申し上げます。

人権擁護委員渡邊みち子氏は、平成29年9月30日付をもって任期満了となります。

渡邊みち子氏は、平成20年10月から3期にわたり、教育現場で得た豊富な経験を生かし、人権擁護に関する相談や各種相談に懇切丁寧に対応されるとともに、人権思想の普及に力を注がれております。町内小中学校で毎年開催している人権教室では、就任のときから講師を務められ、いじめや不登校、虐待など子どもをめぐる人的問題に熱意を持って取り組んでおられます。

また、平成28年4月からは、仙南2市7町で構成されます大河原人権擁護委員協議会の会長に就任され、町内のみでなく仙南地区の人権擁護に関する事業においても幅広く活躍されております。

つきましては、人格、識見ともに高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解がある渡邊みち子氏を引き続き人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

何とぞ、ご同意くださいますようお願いいたします。

○議長（高橋たい子君） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高橋たい子君） 質疑なしと認めます。

これより討論に入りますが、議会運営基準により討論は省略いたします。

これより、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての採決を行います。

本案はこれに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（高橋たい子君） 起立総員であります。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、これに同意することに決定いたしました。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれをもって散会といたします。

明日午前9時30分から再開いたします。

ご苦労さまでした。

午後3時37分 散 会

上記会議の経過は、事務局長平間雅博が記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するためここに署名する。

平成29年6月8日

議 長 高 橋 たい子

署名議員 3番 安 藤 義 憲

署名議員 4番 平 間 幸 弘

